

流山市環境活動レポート

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

目次

はじめに	3
◆流山市の環境マネジメントシステムの取組み.....	3
◆環境活動レポートの位置付け.....	3
1. 環境方針	4
2. 基本情報（令和3年度）.....	5
（1）組織概要（令和3年4月1日現在）.....	5
（2）システムの組織.....	5
（3）対象範囲	6
3. 環境負荷の把握.....	7
（1）市役所事務事業からの温室効果ガス排出量.....	7
（2）エネルギー使用.....	8
（4）廃棄物（庁舎分）.....	10
（5）化学物質	11
（6）グリーン購入.....	11
（7）用紙使用量（A4換算）.....	11
4. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無.....	12
（1）オフィス活動及び庁舎管理関連法規.....	12
（2）地域環境の保全・創造に関する法規.....	14
（3）フロン排出抑制法への各施設の対応状況.....	16
5. 教育・訓練状況.....	17
6. 環境上の緊急事態への準備及び対応.....	17
7. 環境目標	18
8. 環境活動計画.....	19
（1）環境活動計画（市総合計画における事務事業）.....	19
（2）令和3年度の進捗状況.....	21
（3）各部局の取り組みの公表.....	24
9. 取組み状況、問題是正.....	40
内部監査	40
10. 代表者による全体評価・見直し.....	47

はじめに

◆流山市の環境マネジメントシステムの取組み

流山市では、平成20年度に環境マネジメントシステムの取組みを開始し、平成21年3月31日に環境省が推奨するシステムの一つである「エコアクション21」の認証を市役所本庁舎とクリーンセンターで取得、平成24年度に全施設へ認証範囲を拡大し全庁での取組みを推進してきました。

11年間の取組みにより職員への省エネ・省資源の意識が浸透し、環境マネジメントシステムの運用ノウハウが蓄積したことから、令和元年3月に予定されていた更新審査を受審せず、独自の環境マネジメントシステムの運用に移行することとしました。平成30年度は新システムの試行期間としマニュアル等の改定を行い、エコアクション21の認証期間終了後の令和元年度から本格的な運用を開始しています。

なお独自システムへの移行後もエコアクション21ガイドラインに則り、特に地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進に資するシステムとして運用を行っています。

◆環境活動レポートの位置付け

環境活動レポートは、エコアクション21ガイドラインが要求する報告書で以下の9項目を必須事項としています。

- ①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
- ②対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
- ③環境方針
- ④環境目標
- ⑤環境活動計画
- ⑥環境目標の実績
- ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容
- ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
- ⑨代表者による全体評価と見直しの結果

1. 環境方針

環境マネジメントシステムでは、代表者が組織の事業活動に応じた環境経営に関する方針を定め誓約することとされています。独自システムに移行する令和元年度より新たな環境方針を定めています。

流山市環境方針

1 基本理念

流山市では、以下の3つを基本理念として、市役所をはじめ市域全体で環境保全に取り組み、市民が住み続けたいくなる価値あるまちづくりを推進します。

1. 都心から一番近い森のまちを創ります。
2. 自然と共生できるまちづくりを推進します。
3. 健康な都市づくりを推進します。

2 基本方針

市の事務事業による環境負荷の低減に加え、各部門での事業を通じた環境保全を推進します。

1. 市の事務事業からの環境負荷の低減
 - (1) 施設における省エネルギーの推進
 - (2) 施設における緑化推進
 - (3) 廃棄物の削減
 - (4) 環境関連法令の遵守
 - (5) グリーン購入の推進
2. 市の事務事業を通じた地域の環境保全への取り組み
 - (1) 身近な緑の保全と創造
 - (2) 地球温暖化問題への積極的な対応
 - (3) 循環型社会を目指した3R推進
 - (4) きれいな水環境の回復
 - (5) 環境学習の推進
3. システムの見直しと進捗状況の公表
 - (1) 環境への取組みに係る計画・目標の適宜見直し
 - (2) 進捗状況の公表

制定日：平成31年4月1日
流山市長 井崎 義治

2. 基本情報（令和3年度）

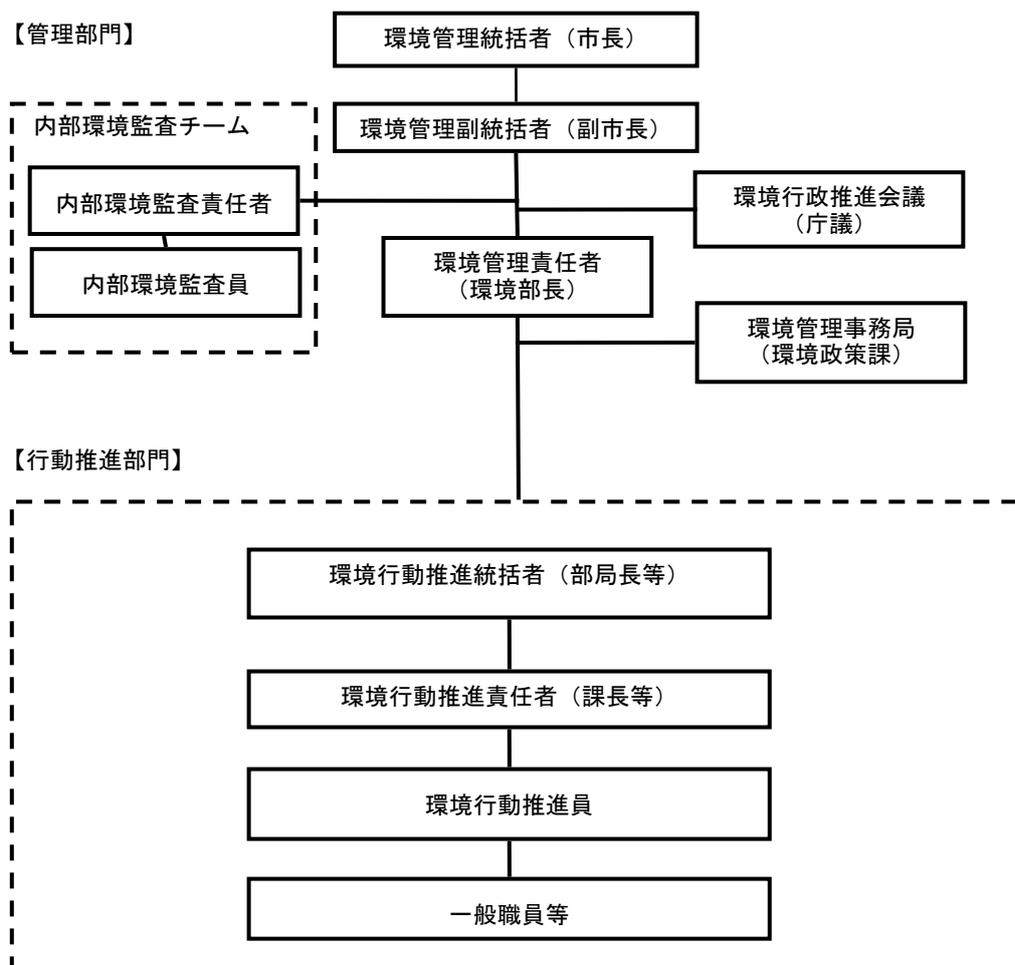
（1）組織概要（令和3年4月1日現在）

人口（住民基本台帳人口）	201,982人
世帯	84,441世帯
面積	35.32km ²
一般会計当初予算（令和3年度）	71,170,000千円
職員数	1,028人

※人口・世帯は流山市統計書より。

※職員数は定員管理調査における部門別職員数。

（2）システムの組織



(3) 対象範囲

環境マネジメントシステムの対象範囲は全事務事業としています。

【組織・施設】(課名等は令和3年度)

部局	事務系部門	施設				
総合政策部	秘書広報課		土木部	宅地課		
	企画政策課			道路管理課		
	マーケティング課			道路建設課		
	情報政策・改革改善課			河川課		
		工事検査室		会計課		
総務部	総務課		上下水道局	経營業務課	上下水道局	
	人材育成課			水道工務課	浄水場(江戸川台・東部・西平井・おおたかの森)	
	財産活用課	市役所本庁舎		下水道建設課		
財政部	財政調整課		議会事務局			
	税制課		選挙管理委員会事務局			
	市民税課		監査委員事務局			
	資産税課		農業委員会事務局			
市民生活部	市民課	出張所(南流山・江戸川台・東部・おおたかの森市民窓口センター)	教育総務部	教育総務課	幼児教育支援センター附属幼稚園	
	コミュニティ課	流山市民活動推進センター第2・第3コミュニティホーム			小学校(流山・八木南・八木北・新川・東・江戸川台・東深井・鱧ヶ崎・向小金・西初石・小山・長崎・流山北・西深井・南流山・おおたかの森・おおぐろの森)	
	防災危機管理課				中学校(南部・常盤松・北部・東部・東深井・八木・南流山・西初石・おおたかの森)	
	保険年金課				学校施設課	
健康福祉部	社会福祉課	福祉会館(流山・野々下・名都借・平和台・南流山・南・東深井・赤城・西深井・十太夫・思井・江戸川台・向小金・駒木台・下花輪)	学校教育部	学校教育課		
	高齢者支援課	高齢者福祉センター 高齢者趣味の家 地域福祉センター		指導課		
	介護支援課		生涯学習部	生涯学習課	生涯学習センター 青少年指導センター おおたかの森ホール	
	障害者支援課	障害者福祉センター 心身障害者福祉作業所 障害者就労支援センター		スポーツ振興課	キックマン アリーナ コミュニティプラザ	
	児童発達支援センター	児童発達支援センター		公民館	公民館	公民館(中央・北部・東部・初石) 市民会館 南流山センター おおたかの森センター
	健康増進課	保健センター			図書館	図書館(中央・北部・南流山・初石・おおたかの森子ども・森・木)
子ども家庭部	子ども家庭課	児童センター(十太夫・野々下・思井・赤城・江戸川台・向小金)、駒木台児童館	博物館	博物館	博物館 一茶双樹記念館 社会教育ギャラリー	
	保育課	保育所(平和台・東深井・中野久木・江戸川台・向小金) 幼児教育支援センター		消防総務課		
経済振興部	商工振興課	地域職業相談室		予防課		
	流山本町・利根運河ツーリズム推進課		消防防災課			
	農業振興課		東消防署			
環境部	環境政策課		南消防署			
	クリーンセンター	リサイクルプラザ・プラザ館 森のまちエコセンター	北消防署			
まちづくり推進部	まちづくり推進課都					
	みどりの課					
	市計画課					
	建築住宅課					

3. 環境負荷の把握

(1) 市役所事務事業からの温室効果ガス排出量

市役所の事務事業からの温室効果ガス排出量削減は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「ストップ温暖化！市役所率先実行計画」で取り組みを定めています。

令和3年度の排出量は、基準年度の令和元年度比で9.73%減少しています。

内訳は、電気や燃料などのエネルギー使用に由来するものが35.07%減少、市民の皆さんが排出しクリーンセンターで焼却する一般廃棄物に由来するものが7.96%減少しています。

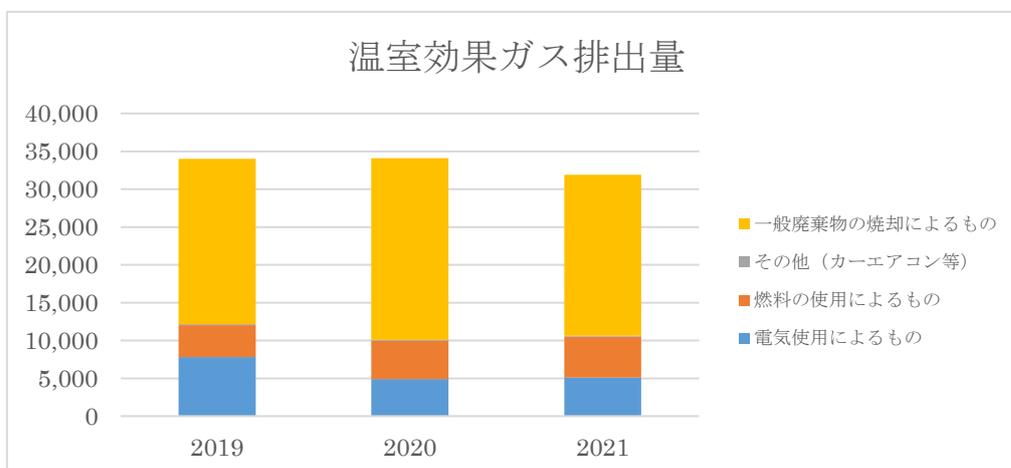
特に、電気使用によるものは、2021年度（令和3年度）より高压電力を使用する47施設において再生可能エネルギー100%の電力に切り替えたため、二酸化炭素の排出係数がゼロとなった電力使用量の排出量相当分が削減されています。

(t-CO₂)

	基準年度	実績値			
	2019年度 (令和元年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度(令和3年度)	
					基準年度比
電気使用によるもの	7,885	7,798	4,901	5,120	-35.07%
燃料の使用によるもの	4,217	4,217	5,064	5,385	21.68%
その他(カーエアコン等)	128	128	127	126	-1.56%
小計	12,230	12,143	10,092	10,631	-15.04%
一般廃棄物の焼却によるもの	23,110	21,877	23,998	21,271	-7.96%
合計	35,340	34,020	34,090	31,902	-9.73%

※小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。

※一般廃棄物の焼却による排出量については、廃棄物の焼却時の蒸気から演算により算出しています。



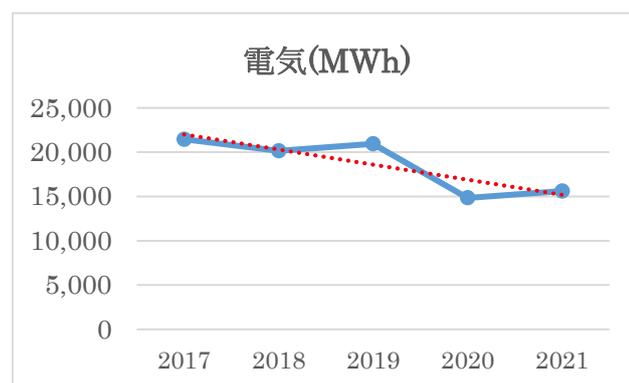
(2) エネルギー使用

2017年度（平成29年度）から2021年度（令和3年度）の5年間における市の全事務事業におけるエネルギーの使用量の推移は以下の通りです。

年度	2017 (平成29年度)	2018 (平成30年度)	2019 (令和元年度)	2020 (令和2年度)	2021 (令和3年度)
電気(MWh)	21,458	20,145	20,938	14,835	15,595
灯油(kℓ)	688	856	619	729	850
重油(kℓ)	0	0	5	4	0
都市ガス(千m ³)	966	951	979	1,302	1,304
液化石油ガス(LPG)(千m ³)	43	39	39	6	13
ガソリン(kℓ)	103	109	102	115	98
軽油(kℓ)	40	43	48	23	36

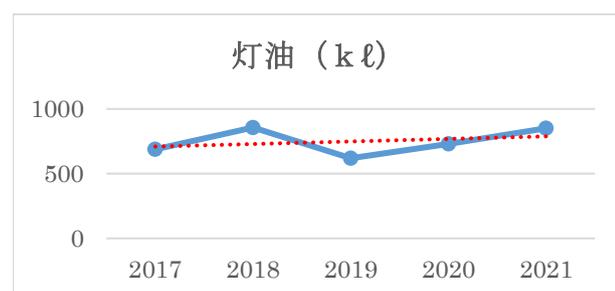
(i) 電気

電気の使用量は、人口増加に伴う業務量増加や、おおぐろの森小学校など新施設の影響で増加傾向にあります。2018年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため閉館や休校により減少しましたが、2021年度（令和3年度）以降は活動が再開し増加しました。



ii) 灯油

灯油の使用は大部分がクリーンセンターの炉の管理に係るものですが減少傾向にあります。平成30年度（2018年度）の増加は、クリーンセンターのごみ焼却量の増加や、耐火物補修箇所の乾燥にバーナーを使用したことによるものです。



(iii) 重油

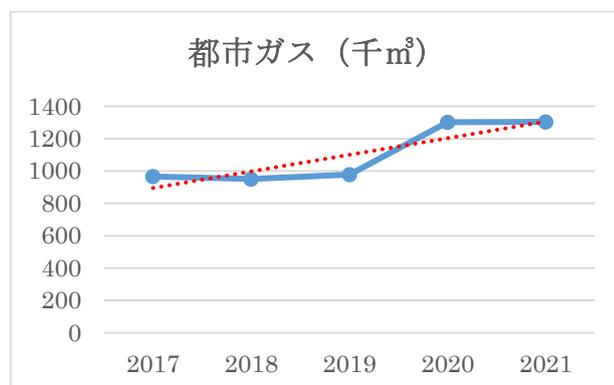
重油は主にボイラーや発電機に用いられますが、平成27年度以降は浄水場の非常用自家発電設備に使用するものだけとなり災害訓練の使用分のみです。4つの浄水場のうち3カ所で使用され、残る東部浄水場は軽油を使



用しています。令和元年度(2019年度)は、西平井浄水場で重油を使用したため増加となっています。

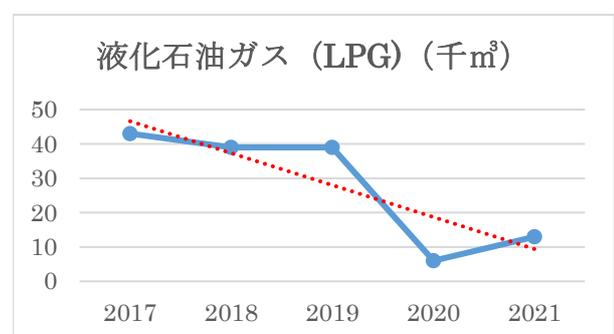
(iv) 都市ガス

都市ガスは、平成24年度以降のESCO事業導入に伴い、空調をガス空調に更新していることから増加傾向にあります。令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症に伴い、換気を行いながらの空調運転を実施したため、使用量が増加しています。



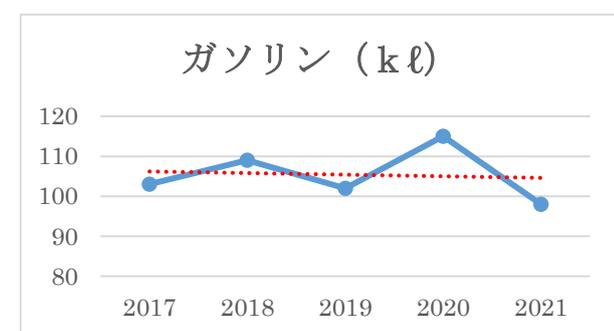
(v) 液化石油ガス (LPG)

LPGは主に学校の給食調理場や公民館、消防署等で使用されています。2020年度(令和2年度)は、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の休校などに伴い、使用量が減少しましたが、2021年度(令和3年度)は学校などの再開により、徐々に使用量が増加しています。



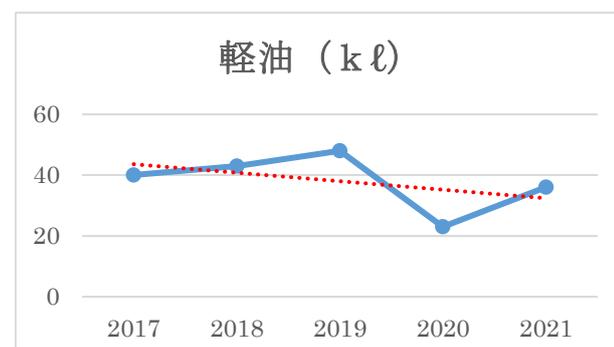
(vi) ガソリン

ガソリンは主に公用車に使用されるものですが、近年は低燃費車の導入が進んでいますが、大きな増減は発生していません。



(vii) 軽油

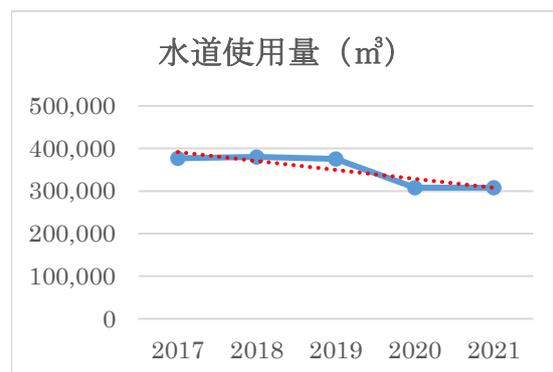
軽油は主に消防車両や作業車などの車両に使用されています。消防車両の出動の増加や台風等の災害時の作業車出勤の影響で、近年増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で2020年度(令和2年度)は一時的に減少しましたが、その後はコロナ以前の水準に戻りつつあります。



(3) 水道使用量

	2017	2018	2019	2020	2021
水道使用量 (m ³)	376,741	380,278	375,713	307,953	307,954

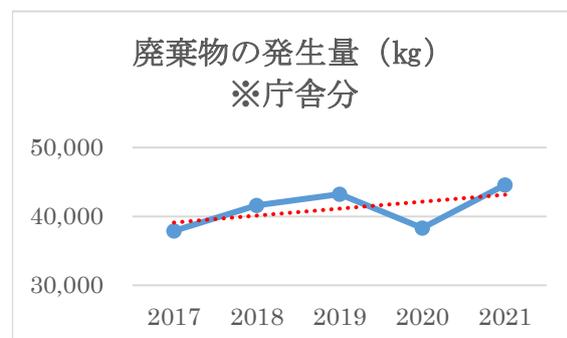
2021年度(令和3年度)は、新型コロナウイルス前の活動に戻りつつある状況も影響し、使用量に増加が見られます。



(4) 廃棄物(庁舎分)

	2017	2018	2019	2020	2021
廃棄物の発生 量(kg) ※庁舎分	37,898	41,606	43,241	38,323	44,589

人口増による事務量の増加によって、市の施設からの廃棄物の発生量は増加傾向にあります。



(参考) 市民が排出する一般廃棄物(クリーンセンター処理)

区分	単位	2017	2018	2019	2020	2021
ごみ発生量	t	58,272	59,339	61,116	59,759	59,611
原単位 (1人1日あたりごみ量)	g	853	848	847	813	795
資源化率	%	22.3	21.9	24.3	27.6	28.7
最終処分量	t	8,275	7,549	2,752	1,548	1,701
ごみ処理量	t	48,620	50,041	52,004	50,560	50,624
人口	人	187,252	191,792	197,041	201,284	205,439

※人口は流山市統計書より(住民基本台帳人口(各年度末))

(5) 化学物質

令和3年度のPRTR制度及び化管法SDS制度における化学物質使用量等については下表のとおりです。該当化学物質は各施設において適正に管理、使用されています。

化学物質の種類	使用施設	実績
塩化第二鉄 (37%)	クリーンセンター	12,000.00 kg
ヒドラジン		1,610.00 kg

※PRTR法 人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、また、廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか把握・集計及び公表する制度です。

※化管法 SDS 法 化管法で指定された「化学物質またはそれを含有する製品」を他の事業者へ提供する場合に、その化学品の特性及び取扱いに関する情報を提供することを義務付けている制度です。

(6) グリーン購入

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第10条に基づき、グリーン購入基本方針を策定し、グリーン購入の取組を進めています。

令和3年度のグリーン購入調達額

特定調達物品等の調達額	14,202,366円
基準に満たない物品等の調達額	18,480,392円

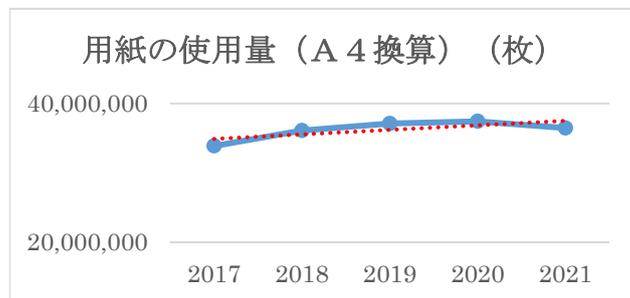
グリーン購入調達率

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
79.1%	87.0%	74.2%	64.4%	43.5%

(7) 用紙使用量 (A4換算)

	2017	2018	2019	2020	2021
用紙の使用量(A4換算)(枚)	33,876,288	36,097,272	37,125,469	37,424,977	36,482,532

用紙の使用量は、2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な減少は見られるものの、各施設ではメールによる通知やデータでの閲覧などの積極的な利用により、ペーパーレス化に努めているものの、コロナ明けによる事業の再開や、これまでの事務の慣例化が優先されるなど、効果的な削減が見られません。



4. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
環境関連法規に関する違反、訴訟等はありません。

(1) オフィス活動及び庁舎管理関連法規

法令等名称	対象条文	規制を受ける事務事業	要求事項（適用範囲等）	関係部局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	第6条の2	事業系一般廃棄物の処理	許可業者への適正な委託、委託業者の許可証確認	クリーンセンター
	第12条 第12条の3	産業廃棄物の処理	保管基準の遵守、許可業者への適正な委託（収集業者、処理業者とそれぞれ契約書、許可証確認等）、産業廃棄物管理票の交付、保存	全庁
流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	第9条	廃棄物の発生	施設運営における廃棄物の減量・資源化（努力規定）	全庁
地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）	第4条 第21条	温室効果ガスの排出抑制のための施策	温室効果ガス排出抑制施策の策定・実施、地方公共団体実行計画の策定、実施状況の公表	環境政策課
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）	第8条 第10条	PCBの保管・処分	保管等の届出、処分（平成39年3月31日迄（低濃度）平成35年3月31日迄（高濃度））	PCBを使用、保管、管理する課
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	第10条	物品等の調達	環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成と調達の実施（努力規定）	全庁
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）	第3条	環境に関する情報の公開	環境配慮等の状況の公表（環境白書の作成、公表）（努力規定）	環境政策課
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）	第4条	温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約	電力、自動車等の購入契約における温室効果ガス排出削減に配慮した契約（努力規定）	環境政策課 財産活用課
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）	第6条、第8条 第9条、第10条	環境活動・環境教育の推進	環境教育の推進、行動計画の作成、環境情報の提供（いずれも努力規定）	環境政策課 指導課
電気事業法	第42条	法定点検	保安規程の届出	該当施設所管課
消防法	第8条 第9条の4 第10条	法定点検 指定可燃物の貯蔵、取扱危険物（重油、灯油、軽油等）の大量貯蔵施設の管理	定期点検の実施と報告 市町村条例で定める技術上の基準の遵守 危険物（重油、灯油、軽油等）の大量貯蔵施設における点検、適正管理と緊急時の適切な対処	該当施設所管課 予防課
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	第16条の1 第19条の1 第86条	業務用の冷凍空調機器の管理	管理者判断基準の順守（定期点検の実施等） フロン類算定漏えい量等の報告 機器の適切な場所への設置 機器廃棄時などのフロン類回収の徹底	業務用の冷凍空調機器を管理する課
資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	第4条	事業又はその建設工事の発注	事業又はその建設工事の発注において、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品の利用（努力規定）	建設工事を発注する課

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	第10条	分別収集 廃棄物の分別	容器包装廃棄物の分別収集 事務事業から排出される容器包装廃棄物の適正な分別	全庁
使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	第5条 第8条	公用車の利用 公用車の廃棄	自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済み自動車となることを抑制する 使用済み自動車を引取業者へ引き渡す	財産活用課 公用車所管課
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	第6条	テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機など家電製品の使用、廃棄	特定家庭用機器廃棄物をなるべく長期使用し、排出を抑制する リサイクル券を購入し、収集・運搬業者に引き渡す	特定家電を使用又は廃棄する課
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	第4条	食品の購入、調理	食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努める	学校教育課 保育課
使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)	第6条 第7条	パソコン、プリンター、ディスプレイ、扇風機等の使用済み小型電子機器等の排出	分別排出、収集・運搬業者への引き渡し	小型家電を廃棄する課
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設資材リサイクル法)	第6条	建設工事の発注	建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努める	建設工事を発注する課
千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例	第2条	廃棄物の処理	廃棄物の適正な処理に要する費用を負担し、及び当該廃棄物の発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。以下同じ。)までの過程を適正に管理する(努力規定)	クリーンセンター
水質汚濁防止法	第5条 第12条	特定施設の設置 排水の排出	特定施設の設置の届出 排水基準の遵守	特定施設所管課
水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	第2条 第5条	特定事業場の設置 排水の排出	上乘せ基準の遵守	特定施設所管課
騒音規制法	第5条 第6条	特定施設の設置	特定施設の設置の届出 規制基準の遵守	特定施設所管課
振動規制法	第5条 第6条	特定施設の設置	特定施設の設置の届出 規制基準の遵守	特定施設所管課
大気汚染防止法	第6条 第13条	ばい煙発生施設の設置 ばい煙の排出	ばい煙発生施設の届出 排出基準の遵守	特定施設所管課
土壌汚染対策法	第3条 第4条	有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の廃止 一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出	指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告	環境政策課
悪臭防止法	第7条 第16条	事業場の管理 水路等の管理	規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守する 下水溝、河川、池沼を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理する	環境政策課

流山市公害防止条例	第 15 条 第 16 条	特定施設の設置 特定作業の実施	特定施設の設置の届出 特定作業の実施の届出	特定施設所管課
特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法 律 (PRTR 法)	第 5 条	指定化学物質の取扱	排出量等の把握及び届出	指定化学物質保有課
毒物及び劇物取締法 (劇毒 法)	第 11 条	毒物又は劇物の取扱	毒物劇物の盗難・紛失・漏洩等を防ぐ のに必要な措置を講じる (関連規定: 毒物及び劇物の保管管理 について、昭和 52 年 3 月 26 日薬発 第 313 号) 飲食物の容器に使用される物を毒物 劇物の容器として使用しない	毒物又は劇物保有課
ダイオキシン類対策特別 措置法 (ダイオキシン対策 法)	第 12 条 第 20 条 第 24 条 第 28 条	特定施設の設置 排出ガス、排出水の排出 廃棄物焼却炉に係るば いじん等の処理 排出ガス、排出水の排出	特定施設の設置の届出 排出基準の遵守 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処 理、最終処分場の維持管理 排出ガス・排出水のダイオキシン類に よる汚染状況の測定	クリーンセンター
生物多様性基本法	第 6 条	事業活動	事業活動が生物の多様性に及ぼす影 響を把握するとともに、他の事業者そ の他の関係者と連携を図りつつ生物 の多様性に配慮した事業活動を行う こと等により、生物の多様性に及ぼす 影響の低減及び持続可能な利用に努 める	環境政策課
浄化槽法	第 5 条 第 7 条 第 8 条 第 9 条	浄化槽の設置	浄化槽の設置の届出 設置後の水質検査 保守点検の実施 清掃の実施	浄化槽設置施設所管課
水道法	第 4 条	水道事業の運営	水質基準の遵守	上下水道局
下水道法	第 12 条の 2 第 12 条の 3	特定事業場からの下水 の排除 特定施設の設置	下水道への排水基準の遵守 特定施設の設置の届出	特定施設所管課

(2) 地域環境の保全・創造に関する法規

① 循環関係法規

法令等名称	対象条文	要求事項・適用範囲	関係部局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	第 4 条	廃棄物関連施策の実施	クリーンセンター
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	第 6 条	区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずる	クリーンセンター
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	第 8 条	特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずる	クリーンセンター
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	第 5 条	区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずる	クリーンセンター
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設資材リサイクル法)	第 8 条	地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずる	クリーンセンター

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	第3条	あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図る 再利用等による家庭廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努める	クリーンセンター
------------------------	-----	--	----------

② 公害対策関連法規

法令等名称	対象条文	要求事項・適用範囲	関係部局
水質汚濁防止法	第14条の5	生活排水対策として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努める	環境政策課 河川課
騒音規制法	第12条 第15条 第20条	改善勧告及び改善命令 報告及び検査	環境政策課
振動規制法	第12条 第15条 第19条	改善勧告及び改善命令 指定地域における振動の測定	環境政策課
悪臭防止法	第8条 第9条 第11条	改善勧告及び改善命令 都道府県知事等に対する要請 悪臭の測定	環境政策課
流山市公害防止条例	第4条	公害の防止に関し、千葉県と密接な連携のもとに積極的な施策を講じ、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保する	環境政策課
流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	第3条	路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等の防止に関する施策を実施する	環境政策課

③ 化学物質・危険物関係法規

法令等名称	対象条文	要求事項・適用範囲	関係部局
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）	第4条	指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、かつ、その使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める	環境政策課

④ 温暖化防止・省エネルギー・生物多様性関連法規

法令等名称	対象条文	要求事項・適用範囲	関係部局
地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）	第4条	区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずる（努力規定）	環境政策課
生物多様性基本法	第5条	生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する	環境政策課

⑤ その他

法令等名称	対象条文	要求事項・適用範囲	関係部局
千葉県環境基本条例	第5条	環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する 県の施策に協力して地域の環境の保全に努める	環境政策課
流山市環境基本条例	第4条	基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施する	環境政策課

(3) フロン排出抑制法への各施設の対応状況

平成 27 年 4 月施行のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)に対応するため、第一種特定機器を所有している全 77 施設に係る第一種特定機器管理者に、簡易定期点検及び定期点検の義務付けについて通知しました。平成 27 年度以降、有資格者による定期点検が必要な第一種特定機器を所持している施設は、順次対応しています。第一種特定機器を所持している施設等は下表のとおりです。

市役所本庁舎	向小金小学校区第 1・第 2 学童クラブ	南流山小学校
赤城福祉会館	おおたかの森小学校区学童クラブ	南部中学校
思井福祉会館	中野久木保育所	常盤松中学校
江戸川台福祉会館	平和台保育所	北部中学校
駒木台福祉会館	江戸川台保育所	東部中学校
向小金福祉会館	向小金保育所	東深井中学校
流山福祉会館	東深井保育所	八木中学校
下花輪福祉会館	流山市クリーンセンター	南流山中学校
十太夫福祉会館	森のまちエコセンター	西初石中学校
野々下福祉会館	上下水道局(おおたかの森浄水場)	生涯学習センター
地域福祉センター	江戸川台浄水場	キックマン アリーナ
高齢者福祉センター森の倶楽部	おおたかの森小中併設校	流山市コミュニティプラザ
さつき園	幼児教育支援センター附属幼稚園	第 2 西初石子どもルーム
児童発達支援センターつばさ	流山小学校	八木北小学校区第 2 学童クラブ
保健センター	八木南小学校	中央公民館
江戸川台第 2・第 3 学童クラブ	八木北小学校	南流山センター
第 2・第 3 もりのいえ学童クラブ	新川小学校	図書館
第 1 おおたかの森ルーム	東小学校	森の図書館
第 3・第 4 おおたかの森ルーム	江戸川台小学校	木の図書館
ひよどり学童クラブ・ゆうゆう	東深井小学校	消防本部・中央消防署
第 1 ちびっこなかよし・第 2 ちびっこのびのびクラブ	鱒ヶ崎小学校	北消防署
第 1 おおぞら学童	向小金小学校	東消防署
第 2 おおぞら学童	西初石小学校	南消防署
第 3 おおぞら学童	おおぐろの森小学校	スターツおおたかの森ホール
ひまわり第 3 学童クラブ	長崎小学校	博物館
第 2 あすなろ学童クラブ	流山北小学校	杜のアトリエ黎明
第 2 あずま学童クラブ	西深井小学校	

5. 教育・訓練状況

新規採用職員及び環境行動推進員を対象とした環境マネジメントシステムに係る案内等を書面にて行っています。

6. 環境上の緊急事態への準備及び対応

事故や天災等により、油の流出、化学物質の流出等の環境上重大な影響を与える事態が発生する場合に備えて、対応計画や要領を下表のとおり定め、訓練を実施しています。

環境上の緊急事態への対応計画・要領等

名称	対応内容
流山市地域防災計画	危険物流出対策 石油類危険物施設の安全確保 毒・劇物取扱施設の安全確保
千葉県異常水質対策要領	異常水質発生時の被害の防止及び未然防止
流山市異常水質対応マニュアル	異常水質発生時の被害の防止及び未然防止
千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱	オキシダントに係る緊急時における措置
流山市光化学スモッグ対策要領	オキシダントに係る緊急時における措置
流山市全給水区域断水対応	大規模な断水が発生した場合の応急給水所の設営

対応訓練の実施状況

実施日	実施場所	実施内容
令和3年5月28日	森のまちエコセンター	薬剤漏洩対応訓練
令和3年6月16日	クリーンセンター	消防訓練
令和3年7月21日	森のまちエコセンター	消防訓練
令和3年9月30日	クリーンセンター	薬剤漏洩対応訓練
令和3年12月22日	クリーンセンター	受変電設備緊急対応訓練
令和4年1月24日	クリーンセンター	応急救護訓練 (まん延防止等重点措置のため、講師の派遣が困難となったことから、応急救護に係る資料を委員に配布し、書面開催という形で実施した。)

7. 環境目標

第2次環境基本計画を推進するため、同計画の指標（かつ市総合計画における指標）を環境マネジメントシステムにおける環境目標とし進捗管理を行っています。

基本目標 (環境基本計画)	環境目標	単位	R3		目標管理課
			実績	目標	
1 自然と共生し オオタカがすむ、 緑と水に育まれる まち	市内の緑に満足している市民の割合	%	88.3	83.0	みどりの課
	グリーンチェーン認定による敷地内の緑化率	%	16.81	12.00	
	流山市は住み心地が良いまちであると思う市民の割合	%	88.2	82.5	都市計画課
	遊休農地面積有効利用割合	%	70.5	-	農業振興課
2 エネルギー効率が 高く、太陽の力を活用する 低炭素なまち	太陽光発電設備設置助成世帯数	世帯/年	82	90	環境政策課
	快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	%	73.6	65.4	道路建設課
	公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	%	79.1	76.0	まちづくり推進課
	ぐリーンバス利用者数	万人	63.3	94.0	
	市域の二酸化炭素排出量 ※令和3年度目標・実績	千 t-CO2/年	606.6	644.2	環境政策課
	市役所の温室効果ガス排出量 ※令和元年度比	%	90.3	98.3	
3 ごみを少なく、資源を有効に 利用する循環型のまち	1人1日あたりのごみ発生量	g	795	800.6	クリーンセンター
	資源化率	%	28.7	21.7	
	最終処分量	t	1,700.6	4,047.1	
4 快適な生活環境で、安心して健康に暮らせるまち	生活環境に関する苦情等の処理率	%	97.4	97.0	環境政策課
	公共下水道普及率	%	92.3	92.3	下水道建設課
	自宅周辺の街並みや景観を誇りに思う市民の割合	%	63.1	65	都市計画課
5 市民・事業者が積極的な環境保全と改善に取り組むまち	I S Oまたはエコアクション21を認証登録している事業所	箇所	89	93	商工振興課

※流山市総合計画（では遊休農地面積有効利用割合を指標として用いていないことから、目標の欄は「-」としています。

8. 環境活動計画

(1) 環境活動計画（市総合計画における事務事業）

流山市総合計画後期基本計画（平成22～31年度）に掲げられた事業の内、環境に関連する事業を環境マネジメントシステムにおける環境活動計画と位置付け、環境関連事業を推進しています。進捗管理は、各部の事務事業マネジメントにより行っています。

なお、各事業は第2次環境基本計画における5つの基本目標により分類しています。

基本目標	事務事業	内容	担当	
			統括者	責任者
1 自然と共生しオオタカがすむ、緑と水に育まれるまち	グリーンチェーン推進・緑化啓発事業	戸建住宅、集合住宅、店舗、事業所等で一定の質と量の緑を配したのに対してグリーンチェーン認定を行います。また、市民組織が実施するオープンガーデン等を支援します。	まちづくり推進部長	みどりの課長
	緑化推進事業	緑化講習会、地区花壇、門松カード配布、保存樹木保存樹林指定、斜面樹林保全協定、生垣設置補助、緑の羽根募金などの施策により、市民自らが緑を作り育てる意識を高めることで、緑の回復に努め、緑豊かな流山の実現を図ります。		
	生物多様性地域戦略推進事業	全国の市町村に先駆けて平成21年度に策定した「生物多様性ながれやま戦略」（50年戦略）に基づく施策・取組を推進するため、モニタリング調査を実施するための調査手法やデータ管理等に関するマニュアルを作成し、市内重点地区・拠点のモニタリング調査を実施しています。	環境部長	環境政策課長
	エコ農業推進事業	農業や化学肥料の使用量を減らす等環境に配慮したやさしい野菜生産を推進します。	経済振興部長	農業振興課長
	米飯給食における地産地消推進事業	地産地消を推進し、流山産米を市内小中学校及び保育所の給食に提供するため、水稲生産者を助成することで安定的に通年供給できるよう確保します。なお、学校給食については、米以外にも地元野菜の供給拡大を図ります。		
	地産地消推進事業	流山産の新鮮安全な農作物の消費拡大及び地産地消促進のため、流山産の農作物のPRにつとめる。		
2 エネルギー効率が高く、太陽の力を活用する低炭素なまち	地球温暖化対策実行計画推進事業	平成28年度に策定した「第3期地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化！流山プラン）」に基づき、市域の二酸化炭素排出量削減を図るために、公用自転車の利用促進や環境家計簿の普及促進等を行います。	環境部長	環境政策課長
	地球温暖化対策奨励事業	自ら居住する市内の住宅に、太陽光発電設備や住宅用省エネルギー設備を市内業者から購入・設置する方に補助金を交付します。		
	環境対応車借上事業	電気自動車を率先的に公用車として導入し、その環境性能や利便性を広くPRし、市民及び事業者への導入を促すことにより、地球温暖化防止に寄与します。		
	環境マネジメント事業	平成21年3月に認証・登録を受けた環境マネジメントシステムの1つであるエコアクション21の要求事項である環境活動レポートの作成、内部研修の実施、内部監査委員の育成・充実等を行っています。		
	緑のカーテン事業	二酸化炭素排出量の削減に有効といわれている緑のカーテンの育て方講習会を開催するとともに、公共施設や自治会を通じて市民にゴーヤの苗や種を配布することにより、緑のカーテンの普及を図ります。		
	ぐりーんバス運行事業	市民の利便性向上のため、ぐりーんバスの運行を実施し、駅への交通不便地区の解消を図ります。	まちづくり推進部長	まちづくり推進課長
	TX東京駅延伸等促進事業	沿線自治体と連携し、首都圏新都市鉄道(株)や国・県等に要望等の働きかけをします。		

	企業立地促進事業（環境配慮型施設設置費助成金）	太陽光発電施設及び雨水使用利用施設（環境配慮型施設）を導入する立地企業のうち、一定の条件を満たすものについて助成金を交付します。周辺環境との調和を図り、地域貢献が出来る優良企業の立地を推進します。	経済振興部長	商工振興課長
	道路施設管理事業	広く一般に供用されている、河川占用を含む市道の路肩等の草刈りを実施し、一般通行に支障を生じないよう良好な交通環境の維持保全に努め、自動車及び歩行者等の道路利用者の円滑な通行と安全を図ります。	土木部長	道路管理課長
	高齢者等市内移動支援バス事業	本市内で送迎バスを運行している企業等の協力のもと、バスの空席を利用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加できるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりを支援するとともに、高齢者の健康的な日常生活の保持を図ります。	健康福祉部長	高齢者支援課長
3 ごみを少なく、資源を有効に利用する循環型のまち	ごみ減量・資源化啓発事業	ガレージセール開催、ごみ減量・資源化を呼びかける横断幕の掲示、リサイクル推進店の募集、リサイクルについての説明会、ごみ出前講座（ケロクルミーティング）等を実施し、ごみの減量・資源化や再利用の啓発を呼びかけることで、ごみ減量・資源化を推進し、循環型社会の形成を図ります。	環境部長	クリーンセンター所長
	リサイクル団体育成支援事業	資源物である紙類、びん類、金属類、布類を自治会等のリサイクル活動実施団体が中心となって集め、再生資源物回収業者が回収し資源化する集団回収を支援します。		
	廃棄物減量等推進員事業	廃棄物処理法第5条の8に基づき、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者から、地域と行政の橋渡し役及び地域のごみ減量リーダーとして廃棄物減量等推進員を委嘱します。		
	リサイクルプラザ（プラザ棟）運営管理事業	廃棄物の減量や資源化などを図る啓発拠点として、講座や講演会等の開催、再生品の販売及び情報提供をします。		
	不法投棄対策事業	市内に不法投棄された投棄物の処理及び不法投棄の未然防止と早期発見のためのパトロールの強化、充実を図り、生活環境の保全に努めます。		環境政策課長
	ゴミゼロ作戦実施事業	流山市クリーン作戦実施要綱に基づき、春・秋にごみゼロ作戦を実施し、環境美化に努めます。		
	クリーン作戦実施事業	国交省主催の江戸川クリーン大作戦に協力し、河川周辺の美化の推進に努めます。		
	環境美化推進事業	地域の環境美化推進員と連携を図り、不法投棄及びポイ捨ての監視体制を強化し環境美化に努めます。		
路上喫煙等防止事業	空き缶等のポイ捨てによるゴミの散乱や路上喫煙による歩行者の安全を確保するため、啓発活動を行うとともに、パトロールを強化し快適な生活環境を確保します。			
4 快適な生活環境で、安心して健康に暮らせるまち	登録等狂犬病予防事業	狂犬病予防法に基づき、犬の登録や予防注射の接種の推進を図り、狂犬病の発生を防ぎます。	環境部長	環境政策課長
	常磐道環境保全対策事業	常磐自動車道の環境測定及び環境保全対策を実施することにより、生活環境の保全を図ります。		
	大気保全対策事業	大気の常時監視を実施することにより、良好な市民の生活環境の確保に寄与します。		
	騒音・振動対策事業	市内主要道路の騒音、振動を測定することにより、道路改良の目安として道路管理者に助言し、良好な生活環境の確保を図ります。		
	水質保全対策事業	水質保全対策として公共用水域の水質管理を行い、河川等の浄化がなされることにより清潔で安全な生活環境に寄与します。		
	公害相談業務事業	様々な環境問題や苦情等の対応により、生活環境の向上に努めます。		
	地域環境保全推進指導事業	空地等の青草の適正管理を推進するため、地権者等に草刈りを行うよう指導し生活環境を保全します。		

	地下水汚染防止対策事業	西初石地区の汚染除去対策事業及び汚染機構解明調査事業を実施し、地下水汚染による健康被害防止に寄与します。		
	生活排水対策推進啓発事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽等の放流水の水質の調査等を実施し、広く市民に対して水質保全の啓発に努めます。		
	景観形成推進事業	景観計画及び景観条例に基づき良好な景観の形成を目指します。	まちづくり推進部長	都市計画課長
	家庭用小型合併処理浄化槽補助事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道事業計画区域以外の区域又は公共下水道の整備が7年以上見込まれない地区で合併処理浄化槽を設置する市民に対し、経費の一部に補助金を交付します。	上下水道局次長	下水道建設課長
	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	公共下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、西深井、東深井、美原2・3丁目、長崎1丁目・鰯ヶ崎・向小金2・3丁目、おおたかの森西三・四丁目、大畔地先の順次整備拡大を図ります。		
手賀沼流域関連公共下水道整備事業	公共下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、駒木地先の順次整備拡大を図ります。			
5 市民・事業者が、積極的な環境保全と改善に取り組むまち	市民環境講座事業	環境学習と環境保全活動を推進させるための普及啓発の一環として、省エネ対策の担い手を養成するため講座やシンポジウムを開催します。	環境部長	環境政策課長
	国際標準規格認証取得支援事業	市内の中小企業者の企業間競争力の向上や経営基盤の安定を図り、本市産業の振興及び経済の活性化に寄与するために、国際標準規格の認証取得に要する経費の一部を助成します。	経済振興部長	商工振興課長

(2) 令和3年度の進捗状況

令和3年度の主な事務事業の進捗は以下の通りです。

1 自然と共生しオオタカがすむ、緑と水に育まれるまち

事務事業	令和3年度の取組み	次年度以降の取組み
グリーンチェーン推進・緑化啓発事業	令和3年度までのグリーンチェーン認定実績は352件、8,260戸となりました。グリーンチェーン認定が資産価値の向上に寄与する調査結果(平成27年調査)を積極的にアピールし、普及に努めました。	・グリーンチェーン認定のメリットをアピールし認定率の向上に取り組んでいきます。 ・オープンガーデンでは、広報・HPや交通機関等で広く周知し、引き続き支援していきます。
緑化推進事業	・緑化講習会、地区花壇、門松カード配布、保存樹木・保存樹林指定、斜面樹林保全協定、生垣設置補助、緑の羽根募金などの施策を展開し、緑の保全と回復に取り組みました。	・各施策を引き続き実施してまいります。また、各施策を広報やHPで広く周知し、市民の緑化意識をさらに高めると同時に、緑の回復に努めます。
生物多様性地域戦略推進事業	・流山市役所でオオタカパネル展を開催しました。 ・一般社団法人千葉県トラック協会の支援を受け、まちなか森づくりプロジェクトとして、西平井4号公園で計12本の植樹を行いました。 ・グリーンウェイブで市内小中学校等6箇所計173本の植樹を行い、緑の創出に努めました。	・生物多様性ながれや戦略に位置付けている重点地区・拠点のモニタリング調査を引き続き行い、環境の保全・回復に努めます。 ・市の鳥に制定したオオタカや生物多様性に関する啓発を行います。 ・市内の自然環境について啓発を行う

		生物多様性シンポジウムを開催します。
エコ農業推進事業	・減農薬、減化学肥料による環境への負荷を低減する方向の農業生産を進めるため、低農薬、低化学肥料農購入費の一部を補助金として支援しました。	・減農薬、減化学肥料による有機農業を行う堆肥の導入を継続できるよう支援に取り組みます。
米飯給食における地産地消推進事業	・流山産米を学校給食に通年供給するため、水稻生産者からの買取価格と一般流通米との差額の一部を助成しました。	・流山産米を学校給食に通年供給するため、水稻生産者の収益性が安定するよう継続的支援に取り組みます。
地産地消推進事業	・流山市農産物の生産及び消費拡大のため、農産物のPRに寄与するイベントの開催、市内イベントの参加を通じた販促活動を行い、地産地消の推進に努める。	・市民の農産物消費量の拡大に努めます。

2 エネルギー効率が高く、太陽の力を活用する低炭素なまち

事業名	令和3年度の取組み	次年度以降の取組み
地球温暖化対策実行計画推進事業	・環境家計簿コンテスト(節電チャレンジ)については夏期38件、冬期20件の応募がありました。	・引き続き、環境家計簿コンテストをはじめ各種の温暖化対策事業について、より多くの市民に取り組んでもらえるように啓発を行います。
地球温暖化対策奨励事業	・太陽光発電設備設置奨励金は82件、うちHEMS併設は47件、合計5,617,000円の奨励金を交付しました。 ・住宅用省エネルギー設備設置補助金はエネファーム30件、リチウムイオン蓄電システム51件、電気自動車2件、太陽熱利用システム0件、断熱窓8件、合計7,639,000円の補助金を交付し、地球温暖化対策を推進しました。	・今後も流山商工会議所に組織された「太陽エネルギー活用センター」と連携しながら、太陽光発電設備の一層の普及に努めます。 ・引き続き、住宅用省エネルギー設備の普及に努めます。
環境マネジメント事業	・例月のグリーン購入、市役所クールアース・デー等の取組みを行ったほか、職員向け研修を行い、職員の実践意識の向上を図りました。	・引き続き、エネルギー使用やグリーン購入などの状況を共有し、職員の実践意識を高めるための周知・啓発に努めます。
緑のカーテン事業	・ゴーヤ配布実績は自治会や学校等の公共施設に種15,640粒、苗1,238株を配布し、緑のカーテン普及促進に努めました。	・学校以外の公共施設は種からのゴーヤの育成に変更し、自治会配布についても苗から種への育成の普及に努めます。
ぐりーんバス運行事業	・流山ぐりーんバスの運行については、車内広告スペースを活用した広報活動等とおして利用者数向上を図りました。	・バスの運行により、市民の移動の利便性を確保します。 ・経路の見直しやタイヤの改正を検討し、一層の利便性向上に努めます。 ・利用促進については、新型コロナウイルス感染症の影響と状況を見きわめた上で、対応を検討していきます。
企業立地促進事業(環境配慮型施設設置費助成金)	・環境配慮型設備設置費助成金の対象となる企業の立地はありませんでした。	・今後も企業誘致活動のツールとして本制度の活用を努めます。
高齢者等市内移動支援バス事業	・令和元年度から65歳到達者に送付している介護保険被保険者証に移動支援バスのチラシを同封し周知を図りました。 ・現行ルートの維持・継続を図るほか、引き続き新規ルートの利用について事業者と協議を進めていきます。	・新規ルートの検討及び現行ルートの維持・継続を図るほか、民営のバス、タクシーの利用への影響等について、適宜事業者との協議を行います。 ・引き続き、高齢者の利用促進のためのPRに努め周知を図ります。

3 ごみを少なく、資源を有効に利用する循環型のまち

事業名	令和3年度の実施状況	次年度以降の実施状況
ごみ減量・資源化啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 環境省3R推進月間の一環として、ごみの減量・資源化を広く市民に周知し、理解と協力を得るため、10月1日から10月31日の期間に、市内公共施設11ヶ所でごみの減量・啓発のための横断幕及びのぼり旗を掲示しました。また、ごみ出前講座（ケロクルミーティング）を自治会等を対象に4回実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ出前講座は、身近なごみの分別の疑問点やその地域での問題について、懇談する場で、身近な問題解決の一翼を担っていることから、開催数を増やし、ごみ減量・資源化の推進を図ります。
リサイクル団体育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル意識及び地域コミュニティの醸成等を目的として、資源物の集団回収における支援を256団体に行うとともに、資源物持ち去り防止パトロールを実施し、リサイクル団体による集団回収の円滑な推進に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団回収制度の認知度を上げるとともに、排出ルールの周知を図っていきます。
廃棄物減量等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物減量等推進員事業の取組については、5月にハンドブックを配布し、年2回ケロクル通信を発行しました。また、各地域の実情に合わせたごみ減量・資源化の活動支援に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度と同様にケロクル通信の発行やケロクルミーティングを通じ、各地域の実情に合わせたごみ減量・資源化の活動を推進します。
リサイクルプラザ（プラザ棟）運営管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量・資源化の促進については、リサイクル講座や夏休みにおける親子参加型講座等をリサイクルプラザ・プラザ館で開催しました。 再生品は、家具で518点、自転車で149点を販売し、資源化の取り組みを行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種講座には、少数の参加もあることから、講座内容の見直しを図り、多数の参加者を募れるよう魅力ある講座の開催を目指します。
不法投棄対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の不法投棄パトロールにより回収した不法投棄の状況は、一般廃棄物として可燃物24,560kg、不燃物3,930kg、産業廃棄物（処理困難物）3,092kg、合計31,582kgでした。 廃家電リサイクル対象物は、テレビ66台、冷蔵庫20台、洗濯機13台、エアコン0台でした。 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度と同様に、不法投棄物の投棄者特定・警察への通報または投棄場所の報告を行い、早急に処分しなくてはならない投棄物については回収し、中間処理施設へ搬入する業務を行い、地域環境の美化を推進します。
路上喫煙等防止事業	<ul style="list-style-type: none"> 路上喫煙防止重点区域について、路面シールを補修含め68枚追加で設置しました。 パトロールにより163件の指導を行いました。 令和3年度の路上喫煙防止啓発キャンペーンについては、新型コロナウイルスの影響により、中止しました。 	<ul style="list-style-type: none"> パトロールを行う臨時職員に警察官OBを採用し、パトロール・指導によりマナーの向上及び路上喫煙の防止に努めます。 路上喫煙やポイ捨ての防止対策を強化するため、朝・夕の通勤時間帯のパトロールを実施します。

4 快適な生活環境で、安心して健康に暮らせるまち

事業名	令和3年度の実施状況	次年度以降の実施状況
-----	------------	------------

公害対策事務管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・犬や猫等の愛玩動物の糞の放置や青草樹木相談、不法投棄調査、燃焼苦情（野焼き）、その他さまざまな苦情の相談や指導、害獣の駆除を行いました。 ・令和3年度苦情処理件数は、全体で114件、主な内訳は、大気、振動、騒音、悪臭：24件、樹木、雑草：37件、動物、害虫等：8件、野焼き等：19件、不法投棄等：9件でした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、公害苦情相談への対応を行う体制を確保し、より住みよい生活環境の保全を図ります。
地域環境保全推進指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、指導書を130件、勧告書を38件、命令書を6件、戒告書を3件送付しました。 ・条例に基づく処置により、雑草の伸びている大半の土地について、土地の所有者自ら草の刈り取りを行ってらっており、生活環境の保全につながりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は代執行の該当案件はありませんでしたが、今後も、空き地が増加すると見込まれます。引き続き適正な指導及び代執行を行い、地域環境の保全を図ります。
景観形成推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に影響が大きいと認められる計画については、景観まちづくりアドバイザー会議を年6回開催し、専門的な助言を得ました。景観法第16条に基づく届出は449件あり、届出者に対し指導や誘導を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築業者・開発業者に対して、景観計画に基づき指導を行い、良好な景観形成を誘導します。
江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・西深井、美原2・3丁目、長崎1丁目、向小金2・3丁目、おおたかの森西四丁目、大畔地先、延長約6km、面積約22haについて下水道工事を発注し、約4割が完成しています。また、舗装工事は、約8割が完成しています。残りについては、繰越事業として整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道工事の適切な工法選定により費用対効果を向上させつつ、工事の早期完成を目指します。
手賀沼流域関連公共下水道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・駒木、おおたかの森東4丁目地先、延長約1km、面積約3haについて下水道工事を発注し完成しています。残りについては、繰越事業として整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道工事に適切な工法選定等により費用対効果を向上させつつ、工事の早期完成を目指します。

5 市民・事業者が積極的な環境保全と改善に取り組むまち

事業名	令和3年度の取組み	次年度以降の取組み
市民環境講座事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民を対象とした市民環境講座を4回実施し、参加者数は延べ488人となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境講座については、引き続き、子ども達が興味を持つような教材を用いる親子向け講座を中心として、若い世代の参加者と新規の参加者を増やすためにより身近で参加しやすいテーマでの講座を実施します。
国際標準規格認証取得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報ながれやまを積極的に活用し、1件のエコアクション21の認証取得に補助を実施し、事業者の信用力と競争力の確保に努め、環境への配慮に取組みました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報ながれやまを積極的に活用し、市内企業の認証取得を積極的に推進していきます。また、商工会議所等への情報提供にも努めます。

(3) 各部署の取り組みの公表

各部署における環境マネジメントシステムの進捗は、年度当初に各部署ごと

に取り組みを定め、市ホームページ「部局長の仕事と目標」のページに「環境への取り組み」として公開しています。

総合政策部長
<p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流山市環境方針に基づき環境への配慮に努めます。 ・ノー残業デー・クールアース・デーをはじめ、年間を通して定時退庁を励行し、省エネに努めます。 ・離席時にはパソコンの休止に努めます。 ・両面印刷・両面コピー・集約印刷等に努めます。 ・昼休みや時間外は、必要な照明以外は消灯に努めます。 ・その他あらゆる機会を通じて環境負荷の軽減に努めます。 <p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【秘書広報課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報発行業務では、引き続き、古紙100%配合の再生紙を使用するほか、「環境にやさしいインキ」と言われる植物油インキを使用し、環境に配慮した発行に努めます。また、印刷部数抑制のため、ホームページやアプリケーションによる閲覧環境を整備します。 ・昼休憩時の消灯や離席時のパソコン休止など、節電に努めます。 <p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品等の購入に際しては、グリーン購入に努めます。 ・印刷やコピーは必要最小限とし、両面印刷、集約印刷の徹底による紙使用の削減に努めます。 ・人数や用務先により、公共交通機関の利用を促進し、公用車の利用削減に努めます。 ・運転の際には、エコドライブに努めます。 ・節電（照明のこまめな消灯・離席時のPC休止）に努めます。 <p>【マーケティング課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙使用量の縮減 ・ペーパーレス化を更に進め、印刷時の両面印刷の徹底、通信・情報の電子データ化を図ります。 ・イベント実施時におけるゴミの分別収集の徹底及び総排出量の抑制を図ります。（出店業者への啓発、会場設営時の工夫。） ・離席時のパソコン休止や、昼休みの消灯などの節電に努めます。 <p>【情報政策・改革改善課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内で電子申請システムを推進するとともに、各課のネットワークプリンタの無駄な印刷の削減を推進します。 ・会議資料を簡素化し、印刷物の削減に努めます。 ・備品や消耗品の購入にあたっては、積極的にグリーン購入対象品を購入します。 ・昼休みの消灯や離席時のPC休止など、節電に努めます。 ・グループウェアの電子決裁機能を活用を推進し、事務効率向上と印刷物の削減に努めます。 <p>【工事検査室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事担当課及び請負者への指導 ・リサイクル材等環境に配慮した資材の購入及び使用の促進を指導します。 ・建設副産物の発生抑制並びに分別解体、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるように建設工事の計画及び設計を指導します。 ・工事時の近隣生活環境保全のため「低騒音、低振動の施行の選択」「排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の選択」「作業時間帯、作業工程の設定」などを指導します。 ・昼休みの消灯や離席時のPC休止など、節電に努めます。 <p>○環境への取組の評価</p> <p>流山市環境方針に基づき、各課において、次のとおり環境行動に取り組みました。</p> <p>【秘書広報課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁や電子データ等を活用することにより、古紙100%配合の再生紙を使用するほか、植物性インキを使用し、環境に配慮した発行に努めました。 <p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷やコピーを必要最小限とすることで、紙の使用量削減に努めました。 <p>【マーケティング課】</p> <p>印刷時の両面印刷の徹底により、紙使用量の削減に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離席時のパソコン休止や、昼休みの消灯などの節電に努めました。 <p>【情報政策・改革改善課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品や消耗品の購入にあたっては、積極的にグリーン購入対象品を購入しました。 ・会議資料を簡素化し、印刷物の削減に努めました。

<p>【工事検査室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物の適正処理について工事検査時に指導・助言を行いました。 ・環境負荷の低い建設機械の周知に努めました。
<p>総務部長</p> <p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎ほか計7施設を一括したE S C O事業、保健センターでの公共施設の民間による省エネルギー化事業（E S C O事業）及び生涯学習センター、地域福祉センター、森の図書館、コミュニティプラザのE S C O事業を実施しています。各施設所管課にて光熱水費等の削減量をモニタリングしながら、経費削減に努めます。 ・特定規模電気事業者（P P S）から電力を調達する47施設にて、各施設所管課で事業者のシステムを利用して、30分ごとの電気使用量分析機能を活用しています。なお、令和3年度からは、再生可能エネルギー100%の電力調達を目指しています。 ・離席時のパソコンディスプレイの節電を徹底します。 ・会議資料の印刷は内容を集約し、紙の節約に努めます。 ・事務用品等の特定調達品については、グリーン購入を推進します。 ・職員は、執務時間以外においても「ごみの分別や減量」「エネルギー使用量の削減」「買い物時のエコバックの持参」に取り組み、環境への意識向上に努めます。 <p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【総務課、人材育成課、財産活用課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の推進 ・用紙使用量の削減 ・電気使用量の削減 ・不要になった紙の再利用 <p>【財産活用課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車更新の際に低燃費かつ低排出ガス車両等への入替
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入については、指定品に限られている印刷機のトナーを除き、ほぼ適合品を購入しました。 ・用紙の使用量の削減については、両面印刷の徹底のほか、不要紙の再利用に取り組みました。 ・電気使用量の削減については、昼休みの執務室の消灯のほか、離席時にパソコン画面を閉じることに取り組みました。 <p>【人材育成課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品などの購入について、グリーン購入に努めました。 ・会議や研修の資料について、両面印刷の徹底により用紙の使用量の削減に努めました。 ・離席時にパソコンを閉じたり、昼休みや帰庁時に照明を消すなど、電気使用量の削減に努めました。 <p>【財産活用課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品などの購入について、グリーン購入に努めました。 ・用紙については、原則両面印刷を心掛け、使用量の削減に努めました。 ・民間による省エネルギー化事業（E S C O事業）を導入している12施設について二酸化炭素排出削減を図ることができました。
<p>財政部長</p> <p>○部の環境方針</p> <p>職員一人ひとりが環境へのかかわりについて理解するとともに、以下の点について、環境に配慮した取り組みを実施してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務開始前や休息時の消灯を行い、節電の徹底を図ります。 ・資料作成において両面印刷や不要印刷物の裏面を使用するなどして、紙資源の節約を図ります。 ・パソコンにより配信された通知等の情報は画面上で確認し、紙への打ち出しは極力控えます。 ・エコ通勤日には原則として自家用車は利用せず、公共交通機関を利用します。 ・グリーン購入調達計画に基づいた品目の購入を行い、省エネの徹底を図ります。 ・トイレの便座のフタを必ず閉め、また空室であれば消灯をするなど、電気使用量の削減に努めます。 <p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【財政調整課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業前及び昼休みの事務室の消灯をします。 ・離席の際はパソコンをスリープ状態にします。 ・エコ通勤を心掛けます。 ・両面印刷や裏紙使用により、用紙使用量の削減を図ります。 ・ノー残業デー、クールアースデーにおける残業の削減に努めます。 ・トイレの便座のフタを必ず閉めます。

<p>【税制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷や裏紙使用により、用紙の使用量の削減に努めます。 ・始業前及び昼休みの事務室消灯（窓口を除く）や離席の際にはパソコンをスリープ状態にすることによって、電気の使用量を削減します。 ・廃棄物発生量を削減します。 ・グリーン製品を率先して購入し、購入率を95%以上にします。 ・新型コロナウイルス感染症防止のため、窓の開閉に努めます。 <p>【市民税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データを活用した事務処理を進め、紙の使用量を削減します。 ・ごみの持ち帰りを徹底し、廃棄物の発生を削減します。 ・離席時はノートパソコンの蓋閉じを徹底し、電気の使用量を削減します。 ・グリーン製品を率先して購入し、購入率を90%以上にします。 <p>【資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙ベース資料の集約、両面印刷や裏紙使用により、用紙の使用量の削減を図ります。 ・始業前及び昼休みの事務室消灯（窓口を除く）や、離席の際にはパソコンをスリープ状態にすることによって、電気の使用量を削減します。 ・グリーン製品を率先して購入し、購入率を95%以上にします。 ・ごみの分別や減量に努めます。 ・公用車使用量の削減、アイドリングストップの徹底等、二酸化炭素排出削減に努めます。
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【財政調整課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業前及び昼休みは事務室を消灯しました。 ・電子データを活用するとともに両面印刷や裏紙使用により、用紙使用量の削減を図りました。 <p>【税制課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙の使用量削減のため、両面コピーの徹底を図りました。 ・駐車時は、アイドリングストップや急ブレーキ・急発進をせず、安全な運転を心掛けました。 <p>【市民税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データを活用した事務処理を進め、印刷時には両面印刷を徹底し紙の使用量を削減しました。 ・ごみの持ち帰りを徹底し、廃棄物の発生を削減しました。 ・離席時にパソコンの蓋を閉じ、必要に応じて電気を消灯し、電気使用量を削減しました。 ・グリーン製品購入率90%以上の目標を達成しました。 <p>【資産税課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙ベース資料の集約、両面印刷や裏紙使用により、用紙の使用量の削減を徹底しました。 ・公用車の使用量の削減、アイドリングストップを徹底し、二酸化炭素排出削減に努めました。 ・グリーン製品を率先して購入し、購入率95%達成に努めました。
<p>市民生活部長</p>
<p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議資料等を作成する際は、両面印刷するなどし、紙の節約に努めます。 ・ごみの分別やりサイクルを行い、廃棄物の発生を減らし、環境負荷の低減に努めます。 ・昼休みは、窓口業務に支障がない範囲で消灯し、また、離席時はパソコンを閉じるなど、節電に努めます。 ・ノー残業デー及びクールアースデーは、定時退庁を呼びかけ、省エネに努めます。 ・流山市グリーン購入推進方針に基づき、適合品の調達に努めます。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【市民課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務開始前や昼休みには消灯に努めます。 ・離席時には自席のパソコンを閉じるなど、電気使用量の削減に努めます。 ・コピー用紙使用量の削減に努めます。 ・消耗品等の購入においては、グリーン購入適合品の調達に努めます。 <p>【コミュニティ課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料等作成の際は、両面印刷、両面コピーするなどし、紙の節約に努めます。 ・ごみの分別やりサイクルを行い、廃棄物の抑制に努めます。 ・昼休みの消灯に努めます。 ・ノー残業デーやクールアースデーの定時退庁に努めます。 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品の調達に努めます。 <p>【防災危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト出力や校閲機能を活用し、ペーパーの出力枚数の削減に努めます。 ・調達するグリーン購入の調達実績の向上に努めます。 ・公的備蓄として備蓄している食糧の入れ替えにあたっては、消費期限前に自治会等に提供し、廃棄量を減らします。

<p>【保険年金課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料等の作成については、両面印刷や両面コピー、集約印刷、プリンタプレビュー機能利用による誤印刷防止を徹底し、紙資源の節約に努めます。 PC画面上で文書を確認し、印刷の削減に努めます。 ごみの種別ごとにゴミ箱を分けることで、ごみ分別を徹底し、環境負荷の低減に努めます。 ノー残業デーやクールアースデーは、定時退庁に努めます。 消耗品（紙類・文具等）の購入に当たっては、グリーン購入法適合品の調達に努めます。
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【市民課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務開始前や昼休みには消灯に努めました。 離席時には自席のパソコンを閉じるなど、電気使用削減に努めました。 コピー用紙使用枚数の削減に努めました。 消耗品等の購入においては、グリーン購入適合品の調達に努めました。 <p>【コミュニティ課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料等作成時に両面印刷や両面コピーを心掛け、紙の節約に努めました。 可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック類、資源ごみなど、しっかりと分別を行い廃棄物の抑制に努めました。 昼休みに事務室消灯を行ったほか、離席時には、パソコン休止するなど、節電に努めました。 ノー残業デーやクールアースデーは、定時退庁に努めました。 消耗品購入の際に、グリーン購入適合品の購入に努めました。 <p>【防災危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> コピー用紙の使用量については、両面印刷、ページ集約機能を活用し印刷することや、電子ファイルの閲覧やメール等オンラインで足りる業務は印刷を控えペーパーレス化の推進に努めました。 消耗品等については、グリーン購入の対象である分野、品目を毎回確認し購入するなど、調達実績の向上に努めました。 消費期限の近い公的備蓄食料品は、自治会等に提供、配布を行い廃棄物の削減に努めました。 <p>【保険年金課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙資源について、両面印刷、プリンタプレビュー機能を活用し誤印刷の防止、PC画面上での文書での確認等において紙資源の節約に努めました。 ノー残業デーやクールアースデーは定時退庁に努めました。 消耗品の購入については、グリーン購入法適合品の調達に努めました。
<p>健康福祉部長</p>
<p>○部の環境方針</p> <p>健康福祉部では、流山市の「環境方針」に基づき職員一人ひとりが環境に配慮した取り組みを積極的に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務室内の整理整頓に努め、来庁者への好印象及び事務の効率アップを目指します。 消耗品等の購入には、グリーン購入に努めます。 定時帰宅（ノー残業デー）の徹底及び公共交通機関の積極的な利用（クールアース・デー）を推進します。 事務室の消灯（定時外）、OA機器の待機電力及び離席時のパソコンディスプレイの節電を徹底します。 事務の効率化による定時外勤務の削減に努めます。 事務機器の適正配置や不要書類の整理等により効率的な室内空間の維持に努めます。 複写機の利便機能の共有化により再生紙の使用量の削減に努めます。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定時帰宅（ノー残業デー）の徹底を図ります。 「クールアース・デー」実施日の公共交通機関の利用率50パーセントを目指します。 自己の健康管理を意識し、時間外勤務時間を削減するよう努めます。 不要紙の個人情報の有無を的確に把握し、再生紙のリサイクル率を高めます。 OA機器の待機電力の削減を徹底します。 日頃より整理整頓に努め、事務の効率アップを目指します。（退庁時デスク上は電話機のみ） 離席時のパソコンディスプレイの節電を徹底します。 <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用紙や使用可能なバインダー・ファイル等の再利用を行い、5R行動を推進します。 離席時のパソコンを閉じることを実施し、節電に努めます。 課内の整理整頓（不要書類の整理）に努めます。 「ノー残業デー」・「クールアース・デー」実施を徹底し、時間外勤務の削減及び「ノーマイカーデー」を推進し、実施率が前年度を上回るよう努めます。 <p>【介護支援課】</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・「クールアース・デー」を推進し、公共交通機関の利用などエコ通勤に対する意識を高め、取り組んでいきます。 ・ノー残業デーを推進し、時間外勤務時間の削減に努めます。 ・コピー用紙について両面印刷を心がけ、紙の使用量削減に努めます。 ・業務中の離席時にパソコンの画面を閉じる、業務終了後の速やかな退庁を心がけ、係毎の消灯を行うなど、消費電力の削減に努めます。 <p>【障害者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピーや印刷は、両面・集約や部分印刷機能を活用して枚数を抑制し、用紙の使用量削減に努めます。 ・木曜日の障害者施設のパン販売会では、マイバッグの利用を全庁へ呼びかけ、ビニール袋の使用削減に努めます。 ・「ノー残業デー」・「クールアース・デー」の実施を徹底し、時間外の削減に努め、公共交通機関の利用を推進します。 ・離席時にパソコンディスプレイを閉じるなど節電に努めます。 <p>【児童発達支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業デー」・「クールアース・デー」時の定時退庁の徹底及び残業時間の削減に努めます。「クールアース・デー」「ノー残業デー」の実施を徹底し、残業時間の削減・マイカー通勤の実施率向上に努めます。 ・支援時間以外では、使用していない部屋の電気や冷暖房を切るなど、こまめな節電に努めます。 ・離席の時のパソコンディスプレイの節電を徹底します。支援時間以外では使用していない部屋の電気や冷暖房を切る・離席時にパソコンを閉じるなど、こまめな節電に努めます。 ・コピー紙使用量については、両面・縮小コピー等を行い、大量印刷の物は印刷室を利用して削減に努めます。最小限に留め、前年度の3%削減(3,700枚)を超えないよう努めます。コピー紙使用量については両面・縮小等を行い最小限にし、利用削減に努めます。 ・事務所内の整理整頓に努め、仕事の効率アップに努めます。 <p>【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業デー」及び「クールアース・デー」時の定時退庁を推進します。 ・本庁への公用車の乗合使用及びエコ運転に努めます。 ・離席時にパソコンを閉じる、施設内各部屋の利用時以外は消灯するなど、こまめな節電に努めます。
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷時は、両面印刷・集約印刷に努め、紙の使用量の削減に努めました。 ・離席時のパソコンの節電や昼休みの消灯などに取り組みました。 <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業デー」・「クールアース・デー」には、環境行動推進員が前日から声掛けを行い、課全体で定時退庁に努めました。 ・離席時のパソコン節電、昼休みの消灯に各職員が積極的に取り組むことができました。 <p>【介護支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピーについては集約機能等を活用し節約に努めました。 ・業務終了後の速やかな退庁、消灯を意識し、消費電力の削減に取り組むことができました。 <p>【障害者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙等について、両面・集約印刷、PDF化などの機能を利用し使用量削減に取り組みました。 ・離席時にパソコンディスプレイを閉じる、退庁時のプリンターの電源を切るなど待機電力の削減に各職員が積極的に取り組むことができました。 <p>【児童発達支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クールアース・デー」「ノー残業デー」の実施を徹底し、残業時間の削減に努めました。 ・事業所内の整理整頓を行い仕事の効率アップに努めました。 ・部屋の電気、空調機、PCの節電に努めました。 <p>【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業デー」「クールアース・デー」時には、朝のミーティングで声かけを行い、可能な範囲で定時退庁に努めました。昼休みの消灯、部屋の利用時以外の消灯等、各職員が意識して節電に取り組むことができました。 ・公用車の予約システムの利用により職員の行先を共有し、公用車の乗合使用を心掛けました。
<p>子ども家庭部長</p> <p>○部の環境方針</p> <p>環境負荷の低減に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙・水・電気(エコオフィス)の使用を低減、節約に努めます ・廃棄物(ごみ)の発生抑制に努めます。 ・消耗品等の購入では、グリーン購入に努めます。 ・勤務時間外においても、エコバッグ持参など環境負荷を低減させるように励み、環境保全に取り組みます。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p>

<p>【子ども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用紙の使用量低減。両面印刷と電子媒体の使用推進。不要な印刷を控えます。 ・電気使用量の低減。昼休み等休憩時には、こまめに電気のスイッチを切るよう徹底します。 ・廃棄物の抑制。資源ごみの分別を図り、廃棄物発生量の抑制に努めます。 ・グリーン購入の徹底。消耗品等グリーン購入ができる品目については、グリーン購入を推進します。 <p>【保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用紙の使用量低減に努めます。 ・こまめなスイッチの切り替えにより、電気使用量の低減に努めます。 ・ごみ発生量の低減。資源ごみの分別を徹底します。 ・公用車の運転には、安全運転は基より、エコ運転に努めます。 ・消耗品等の購入は、グリーン購入に努めます。
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【子ども家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面コピーや分割印刷等により用紙の使用量の削減を図りました。 ・資源ごみの分別を図り、廃棄物発生量の抑制に努めました。・消耗品等については、グリーン購入に努めました。 <p>【保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要な印刷を控え用紙の使用量低減に努めました。 ・消耗品等の購入は、グリーン購入に努めました。 ・公用車の運転はエコ運転に努めました。 ・資源ごみの分別を徹底し、ごみの発生量抑制に努めました。
<p>経済振興部長</p> <p>○部の環境方針</p> <p>・経済振興部では、本市が掲げる「環境方針」を基に、各課が実施する産業振興策や観光、農業施策において、地球温暖化や循環型社会の構築への視点を持つとともに、配慮を行いながら、市民サービスの増進や将来へ好ましい環境が引継げる事業を展開します。</p> <p>・事務を行うにあたって、会議資料などのコピーや印刷は両面にするなどの紙資源の節約や、昼休みの消灯を行うこと、出張や外出時には公共交通機関の利用、車両使用時のエコドライブなどを行うことにより、資源やエネルギーの削減に努めるなど、日常業務における環境負荷の低減に努めます。</p>
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街がLED化した街路灯の電気代の全額助成、市内事業者が環境マネジメントシステム（ISO、EA21）を導入した場合の経費の一部を助成します。 ・環境部門との連携により、電気使用料が対前年比で一定割合削減した市民に対し、流山共通ポイントカード「ながぼん」のポイント贈呈を行います。 ・市内事業者等に対しても、省エネ等の啓発に努めます。 ・消耗品の購入にあたってはグリーン購入適合品の調達に努めます。 ・昼休み時間の消灯、離席時のパソコン休止を行うなど、節電に努めます。 ・クールアースデーの推進に努めます。 <p>【流山本町・利根運河ツーリズム推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料等作成の際は、両面印刷、両面コピーするなどして紙の節約に努めます。 ・昼休み時間の消灯、離席時のパソコン休止を行うなど、節電に努めます。 ・ノー残業デーやクールアースデーの定時退庁に努めます。 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品の調達に努めます。 ・イベントを開催する際は、来場者へごみの持ち帰りを促します。 <p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米飯給食流山産100%をはじめ、流山市内農産物の地産地消を推進することにより、大切なみどりのひとつとして農地の活用・保全を図ります。 ・減農薬、減化学肥料による環境への負担を低減する方向の農業生産を推進し、環境にやさしい農業支援に努めます。 ・森林の有する公益的機能の一つである地球温暖化防止のため、森林環境譲与税の有効活用方法を検討していきます。 ・生産者等に対して環境に配慮した資材の購入及び使用の促進に努めます。 ・消耗品等の購入にあたっては、グリーン購入に努めます。 ・印刷やコピーは、必要最小限とし、両面印刷、集約印刷による紙使用の削減に努めます。 ・昼休みの消灯や離席時のPC休止など節電に努めます。
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街がLED化した街路灯の電気代の全額助成（初石駅前商店会・江戸川台西口商店会）、市内2事業者が環境マネジメントシステム（ISO1件、EA211件）を導入した場合の経費の一部を助成しました。 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品の調達に努めました。

<p>【流山本町・利根運河ツーリズム推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休み時間の消灯、離席時のパソコンの休止を徹底し、節電に努めました。 ・消耗品等の購入の際は、グリーン購入適合品の調達に努めました。 <p>【農業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を推進するため「米飯給食」や「農産物直売所」をとおして流山産農産物の地産地消の普及促進のPRに努めました。 ・直売所での売れ残った野菜の回収も適切に行いました。 ・環境に配慮した資材を購入した農業生産者に購入費の一部を補助しました。
<p>環境部長</p> <p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自の環境マネジメントに取り組み、省エネ、省資源等について庁内への啓発を行うとともに、グリーン購入、用紙使用量削減、エコ通勤の励行等の実績を伴った取り組みを進めます。 ・また、部としてもグリーン購入調達実績100%、用紙の使用量1%削減、自動車の走行量の削減を目指し、電気自動車等の活用等環境負荷の軽減を図ります。 ・生物多様性地域戦略事業、地球温暖化対策奨励事業、路上喫煙等防止事業、ごみ焼却施設整備事業などの環境部の各事業を推進し、地球温暖化の防止、ごみのないきれいな街づくり、クリーンセンターの安全な運転管理等により、市民の方が安心して住みやすい生活環境の推進を図ります。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【環境政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性ながれやま戦略に基づき、動植物等のモニタリング調査や植樹などを実施し、生物多様性の保全・回復を行います。 ・また、二酸化炭素排出量を削減するため、緑のカーテンの一層の普及を図るほか、市内事業者から太陽光発電設備や省エネルギー設備を購入・設置した市民や事業者に対し、奨励金や補助金を交付し、普及を図ります。 ・さらに、地球温暖化対策実行計画に基づき、市役所や市域の温室効果ガス排出量を算定し、検証するとともに、環境講座や節電・省エネ等の啓発を行っていきます。 ・市役所の取り組みとしては、市役所環境家計簿の作成、公用自転車の普及、グリーン購入の推進、クールアース・デーの推進により二酸化炭素排出量の削減を図ります。 ・一方、歩行者の安全確保やきれいな街づくりの推進のため、路上喫煙の防止及びポイ捨て防止の対策としては、路上喫煙等指導員によるパトロールを強化するとともに、路上喫煙防止重点区域内での違反行為があった場合は、その場で過料を徴収することを行います。 <p>【クリーンセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月に策定しました「流山市一般廃棄物処理基本計画」は「人口が増加してもごみを増やさない」という基本的な考え方を基に、ごみ減量施策を展開し、ごみの発生抑制や資源化の推進などを進めていくこととしたことから、広報紙やホームページにおいて適正なごみの分別や3Rの推進などを市民に周知するとともに、自治会から要請を受けて実施する出前講座、クリーンセンタープラザ館でのリサイクル講座やガレージセールなどを開催し、ごみ分別及び減量化への理解を深めてもらうよう周知します。 ・また、一般廃棄物処理施設は稼働から17年目を迎え、経年劣化は否めないことから、収集されたごみの処理を適正かつ安定的に行うため、法令で定められている定期点検整備を実施します。これにより施設性能の維持、資源・エネルギーの効率的な回収、環境負荷の低減及び地球温暖化防止に努めます。 ・さらに、森のまちエコセンターにおいて、剪定枝から堆肥を作り市民へ配布することで、循環型社会の形成を図ります。
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【環境政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備を奨励するため、市民や事業者を対象にした新たな補助メニューの検討を行い、併せて会議のオンライン化を導入し、二酸化炭素削減を推進しました。 <p>【クリーンセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋及びごみ分別アプリの導入により、ごみ分別及び減量化を促進し、ごみの全体処理量及び焼却するプラスチックの削減を図ることによる、温室効果ガスの減容、地球温暖化防止に努めました。 ・ごみ焼却施設については、収集されたごみ処理を適正かつ安定的に行うため、法令で定められている定期点検整備を実施し、資源・エネルギーの効率的な回収、環境負荷の低減に努めました。 ・森のまちエコセンターにおいては、剪定枝から堆肥を作り定期的に市民に配布することで、循環型社会の形成を図りました。
<p>まちづくり推進部長</p> <p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤の整備は、既存のみどりの保全を考慮しつつ、整備により失われることとなるみどりの保全と回復を目指します。さらに、新たなみどりの創出に向け市民の皆様一人ひとりのみどりに対する意識向上等に係る取り組みを行うとともに事業者にも積極的な協力を呼び掛けていきます。

○各課の環境目標・活動計画

【まちづくり推進課】

- ・つくばエクスプレス沿線で土地区画整理事業を施行している地区では、より多くの街路樹植栽を行うよう施行者に協力を求め、みどりの回復を目指します。
- ・流山おおたかの森駅周辺での建築に際し、事業者へ建築計画の説明を求め、地域性に配慮した樹種による植栽に努めるよう協議を行い、みどりの回復を目指します。
- ・流山おおたかの森駅南口都市広場の改修工事において、芝生地の拡充及び高木の植え替えにより、駅前緑化の質の向上を図ります。
- ・つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査を毎年度行い、地区内に存する動植物や湧水等の実態を把握し、希少種の保全や生活環境の保全に努めます。
- ・流山ぐりーんバスの利便性向上を図るとともに、車内の換気や消毒等の新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、利用の促進に努めます。
- ・公共交通機関における新型コロナウイルス感染症対策について積極的に広報し、公共交通機関を安心して利用していただける環境づくりに努めます。

【みどりの課】

- ・既存の公園・緑地・市民の森等の適切な管理を行い、良質な緑の拠点として保全します。
- ・つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業等により、新たな都市公園及び緑地の整備を行います。
- ・新たなみどりの創出に向け、まちなか森づくりプロジェクトや流山グリーンチェーン戦略を推進し、まちなかの緑を創出していきます。
- ・庭木・草花等の講習会の実施やオープンガーデン等とおし市民の緑化意識の向上を図ります。

【都市計画課】

- ・流山市の特徴である緑豊かな景観の保全・創出や、地域の特性に応じた良質な住環境の形成を推進するため、景観計画に基づく指導及び景観計画の周知に努めます。
- ・環境配慮指針に基づき、環境に配慮したまちづくりを指導します。

【建築住宅課】

- ・「長期優良住宅の認定制度」や「建築物省エネ法」を周知し、環境への負担が少ない建築物の普及に努めます。
- ・建設工事及び解体工事に関して、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の再資源化を促進します。
- ・民間建築物の耐震診断・改修、高齢者住み替え支援制度により、建築物の長期利用を促進します。
- ・公営住宅を計画的にメンテナンスすることにより、施設の長寿命化を図ります。

【宅地課】

- ・環境に配慮した街づくりのために、雨水の再利用設備や浸透施設の設置、さらなる緑化に努めるよう開発指導の中で事業者にも協力を求めていきます。
- ・環境負荷低減のための取り組みとして特に以下の2点に注力します。
 - ① 業務スケジュールを職員で共有し、週1回のノー残業デーや月1回のクールアースデーでの定時退庁のほか、職員全員の定時退庁を週1回行うよう努めます。
 - ② 離席時には、PCのディスプレイを閉じ、スリープモードにします。

○各課の環境目標・活動計画

【まちづくり推進課】

- ・つくばエクスプレス沿線で土地区画整理事業を施行している地区では、みどりの回復を目指し、より多くの街路樹植栽を行うよう施行者や建築事業者にも協力を求めました。
- ・流山おおたかの森駅森のまち広場の改修工事において、芝生地の拡充及び高木の植え替えにより、駅前緑化の質の向上を図りました。
- ・つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業に係る環境影響評価の調査を毎年度行い、地区内に存する動植物や湧水等の実態を把握し、希少種の保全や生活環境の保全に努めました。
- ・流山ぐりーんバスでの新型コロナウイルス感染症対策の徹底や、公共交通機関における新型コロナウイルス感染症対策のお知らせなど、安心して利用できる環境づくりを実施しました。

【みどりの課】

- ・良質な緑の拠点を保全するため、既存の公園・緑地・市民の森等の適切な管理に努めました。
- ・つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業等により生み出された、新たな緑地の整備を行いました。
- ・まちなか森づくりプロジェクトによる街路樹植栽や流山グリーンチェーン戦略の推進により、まちなかに新たな緑を創出しました。
- ・市民の緑化意識の向上を図るため、ボランティアや緑化に関する講習会を実施しました。

【都市計画課】

- ・事業者等に対し、景観計画に基づき丁寧な指導を行い、良質な住環境形成の推進に努めました。
- ・開発事業の構想段階において、環境配慮指針に基づき、環境に配慮したまちづくりについて指導を行いました。

【建築住宅課】

- ・長期優良住宅の認定において、省エネルギー対策等に関する措置が基準を満たしているかを適切に審査し認定業務を行いました。

<ul style="list-style-type: none"> ・建物の解体工事、新築工事等において特定建設資材の分別解体及び再資源化等を促進するためパトロールを実施し、分別についての説明を行いました。 ・既存住宅の耐震診断・改修について、ホームページ、広報及び戸別訪問による情報提供及び啓発を行いました。 ・住み替え支援相談会については、新型コロナウイルス感染対策として、ZOOMを活用したオンライン相談会を開催しました。 ・公営住宅の長寿命化計画に基づき、市営住宅柳田団地2号棟の屋上防水改修工事を実施し、安全で快適な住まいを長期間確保することで、LCC（ライフサイクルコスト）の低減を図りました。 <p>【宅地課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した街づくりを目指し、雨水の再利用や浸透施設の設置、また更なる緑化に努めるよう開発指導において協力を求めました。
<p>土木部長</p> <p>○部の環境方針</p> <p>私たち土木部は、「流山市環境方針」を理解して行動します。 また、第3庁舎のランニングコスト低減を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官庁及び民間工事に際して、騒音や振動を抑制する工法を指導し、ライフライン関連工事に際しては施工調整を図ります。 ・「ごみの分別や減量」「エネルギー使用量の削減」「買い物時のエコバック持参」に取り組み、環境への意識向上に努めます。 ・公私共にエコドライブを推進します。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【道路管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装工事においては、積極的に溶融スラグの活用に努め、廃棄物の処理削減に寄与します。 ・道路関連工事では、施工者相互の調整を図り、掘り返し防止に努めます。 ・OA機器及び照明の節電を心掛けて、不要な電力消費の抑制を図ります。 <p>【道路建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道新設工事及び改良時には、透水性舗装による雨水の地下浸透等、良好な水循環の形成に寄与します。 ・舗装工事においては、積極的に溶融スラグの活用に努め、廃棄物の再生利用促進に寄与します。 ・内部情報を共有して業務効率を高め、時間外勤務の低減に努めます。 <p>【河川課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者及び建築事業者に、雨水貯留施設・雨水浸透施設の設置を指導し、水環境の保全と雨水流出抑制に努めます。 ・水路等のパトロールを強化し、流下機能を維持するとともに雑草の繁茂や汚泥の堆積による水路環境の悪化を未然に防止します。 ・国土交通省江戸川河川事務所と協働し、河川の水質・生態系の保全、再生を目的とした、小学生対象の総合学習に取り組みます。 ・計画的に業務を配分し職員間の業務均衡を図り、勤務時間の短縮に努めます。
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【道路管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路補修工事において、溶融スラグ入りのアスファルト混合物の利用に努めました。 ・各事業者における工期や工法を調整し、道路占用者会議開催の代替として、各事業者へ年2回通知し、同一箇所の掘り返しの防止に努めました。 ・庁舎内の節電を心掛け、不要な電力消費の抑制を図りました。 <p>【道路建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良等工事において、溶融スラグ入りアスファルト混合物を始めとした再生建設資材の利用に努めました。 ・歩道新設および改良時には、透明性アスファルトを使用し、良好な水循環の形成に努めました。 <p>【河川課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者及び建築事業者に、雨水貯留施設・雨水浸透施設の設置を指導し、水環境の保全と雨水流出抑制に努めました。 ・雑草の繁茂や汚泥の堆積による水路環境の悪化を防止しました。 ・国土交通省江戸川河川事務所と協働し、河川の水質・生態系の保全、再生を目的とした、小学生対象の総合学習を3回実施しました。
<p>会計管理者</p> <p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内共通消耗品のコピー・印刷用紙について、引き続き古紙パルプ70%以上配合の再生用紙を購入し、グリーン購入の積極的推進に努めます。 ・コピー・印刷用紙について、文書を印刷する際の印刷前のパソコン画面上での確認（両面・縮小・部分印刷等の設定等の利用）、個人情報記載がない使用済み用紙の裏面を使用する等、再利用を促進するとともに、庁内用の照会等の文書については、決裁を要する文書等、最小限の印刷に留め、コピー・印刷用紙の使用枚数削減に努めます。

<ul style="list-style-type: none"> ・就業前及び昼休み時間は窓口業務に必要な照明以外は消灯し、離席時には、パソコンを休止するなど節電に努めます。 ・ノー残業デー・クールアースデーなど、原則定時退庁を励行し、時間外勤務の縮減を推進します。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【会計課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー印刷の推進や使用済みコピー用紙の再利用による使用枚数の削減 ・就業前や昼休み時の窓口業務等に必要な照明以外の完全消灯や、離席時のパソコン休止による節電 ・係間の連携による日中の業務効率の向上を促すことによる時間外勤務の削減
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【会計課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内共通消耗品のコピー・印刷用紙については、古紙パルプ70%以上配合の再生紙を引き続き購入しました。また、その他の消耗品についても、可能な限りグリーン購入に努めました。 ・ノー残業デーやクールアースデーだけでなく、年間を通じて可能な限り定時退庁を目指し、繁忙期等においても、事務の分担を図り、時間外勤務の縮減に努めました。
<p>上下水道局次長</p>
<p>○部の環境方針</p> <p>上下水道局では、貴重な地球資源である「水」を、お客様のもとまで安全に送り届け、安心してご利用いただくとともに、利用した水や雨水を適正に処理し、再び自然界の水循環系に戻しながら、「地球環境の保全」に貢献していきたいと考えています。</p> <p>環境にやさしい事業を展開するため、以下の活動に取り組みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①環境保全の意識向上 ②省資源化及び省エネルギー化 ③3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 ④廃棄物の減量化 ⑤薬品類の適正管理 ⑥環境に配慮した工事の実施 ⑦公共用水域の水質保全
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【経營業務課】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 適切な室内温度・湿度の徹底 室内温度・湿度の管理を徹底します。 ② 公用車の使用抑制 本庁へ行く場合は、出来るだけ各課で声をかけ乗合で行き、燃料使用量を抑制します。 公用自転車の活用を図ります。 ③ 引き続きグリーン購入の推進 調達率80%以上を目指します。 ④ 用紙使用量の削減 前年度使用料の3%削減を目指します。 ⑤ 上下水道事業のPR 上下水道展の開催や各種イベントなどに参加し、上下水道事業のPRに努めます。 <p>【水道工務課】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 将来を見据えた施設更新計画の作成を進めます。 ② 他企業を含めて工程調整を行い、工事期間の長期化の防止に努めます。 ③ 建設廃棄物のリサイクルを行い、廃棄物の削減に努めます。 ④ 公用車による出張を控え、可能な限り乗り合いを行います。また、急発進・急停車を避けて、ガソリン使用量の削減に努めます。 ⑤ ブラインドで遮光をして、室内温度が上がらないようにし、電気の使用量の削減に努めます。 <p>【下水道建設課】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公共下水道の普及を徹底し、水質保全を図ります。 ② 公共事業における環境負荷低減として、建設副産物の再資源化・適正処理、環境に配慮した建設資材の使用、資源循環に配慮した公共工事に取り組みます。 ③ 事務事業における電気、ガソリン等の燃料消費量、紙使用の削減やごみ排出量の削減に取り組みます。 ④ 資料、報告書等の配布先を正確に把握し、必要最小限の部数を作成します。
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【経營業務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局内のガスヒートポンプエアコンの更新を行い、適切な温度・湿度の管理を行いました。 <p>【水道工務課】</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物のリサイクルを行い、廃棄物の削減に努めました。 <p>【下水道建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の普及を促進し、水質保全を図りました。
<p>議会事務局</p> <p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙資源の削減については、プリンター使用枚数は微減の傾向にあり引き続き不要な資料の削減を行います。具体的には、視察来庁者用資料について来庁者が必要とする資料をホームページからダウンロードして持参していただくなどの対策を行います。 ・また、事務用消耗品の購入についても引き続きグリーン購入の利用促進を行います。 ・省エネルギーに関しては、使用していない会議室や会派控室等の照明・冷暖房等の適正な使用により不要なエネルギーの削減を図ります。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【議会事務局】</p> <p>○プリンター使用枚数の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷前の文書確認により無駄な印刷を削減 ・資料のスリム化や両面印刷の活用による紙資源の減量 <p>○グリーン購入による消耗品の調達</p> <p>○省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場・委員会室及び会派控室等の照明・冷暖房の適正な使用
<p>○環境への取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷前の文書確認は、各職員が念入りに行い、紙資源の減量を推進しました。 ・資料は両面印刷とし、資料の見直しを行いスリム化を推進しました。 ・議会フロア全体の証明および冷暖房の適正な使用に努めました。
<p>選挙管理委員会事務局</p> <p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各選挙の執行に際しては、スケジュール管理等による、効率的な事務の遂行に努め、職員の負担軽減及び環境負荷の低減を図ります。 ・選挙の執行及び物品の購入、使用、廃棄に際しては、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進します。 ・就業前や昼休み時間での消灯、ノー残業デー、クールアースデーを徹底し、庁内の温室効果ガスの排出抑制を図ります。 ・公用車使用時は、走行距離や走行時間短縮に努め、事前に運行計画を立て、排出ガス抑制と事務の効率化を図ります。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業前時間や休憩時間での消灯 ・選挙時における時間外勤務縮減のためのスケジュール管理 ・グリーン購入の推進 ・両面印刷の徹底、集約印刷の励行によるコピー用紙使用数の削減、廃棄物の抑制 ・公用車使用時の運行計画
<p>○環境への取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼食時や就業時間前の事務室の消灯を徹底しました。 ・衆議院議員総選挙における諸物品購入に際し、グリーン購入による調達に努めました。
<p>監査委員事務局</p> <p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法に基づく監査事務に際し、行政全体の効率化に繋がるよう、合规性、経済性、有効性の観点並びに経営的視点に立って行います。 ・計画的な監査事務を心掛け、年間を通じて事務局職員の時間外勤務が発生しないように業務の効率化に努め、環境負荷を低減することにより、二酸化炭素排出量の削減を図ります。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被監査部局から提出いただく監査資料等は、必要最小限の部数とします。 ・監査記録作成など、事務の効率化を図り、職員の時間外勤務の削減に努めるとともに、プリンタ、コピー機などの電気使用量の低減化を推進します。 ・ノー残業デーやクールアース・デーの励行に努めます。 ・流山市グリーン購入推進方針に基づき、物品等の購入の際は、グリーン購入法適合品の調達に努めます。
<p>○環境への取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部に求めた監査資料は必要最小限とし、プリンタ使用枚数削減のため、両面印刷・集約印刷に努めました。 ・仕事の効率化を図り、ノー残業デーはおおむね達成できました。

農業委員会事務局長
<p>○部の環境方針</p> <p>流山市が掲げる「環境方針」を念頭におき、地球温暖化防止や循環型社会の構築に配慮するとともに、将来にわたり好ましい環境が引き継げるよう、事務局職員をはじめ、各農業委員及び各農地利用最適化推進委員は、環境に配慮した取り組みを今後も引き続き行っていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地パトロールなどの現地調査等のため、公用車を使用する場合には、走行距離や時間短縮を念頭に置き使用します。また、農業委員等との合同による調査のため、公用車を使用する場合には、ワゴン車により極力少ない台数での使用に努め、省エネルギーの推進と排出ガスの削減を図ります。 2. エコオフィス（紙・ごみ・電気）への取り組み及びグリーン購入の推進に努めます。 3. クールビズ・ウォームビズの徹底を図ります。 4. 遊休農地の解消を推進し、身近な緑である優良農地の確保に努めることで、地球温暖化防止に寄与します。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の燃料及び排出ガスの削減 ・電気使用量及びゴミ排出量の削減 ・コピー及びプリンター使用量の削減 ・遊休農地の解消
<p>○環境への取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車使用の際、効率的な運行ルートを作成し距離 ・時間の短縮につなげました。 ・事務局内での電源オフを徹底し節電に努めました。 ・議案等の資料の作成について、表裏印刷で作成し、印刷に関する使用量の削減に努めました。 ・農業の担い手への農地集積・集約化を図ることを目的とした農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積事業を推進し、遊休農地の発生防止に努めました。
教育総務部長
<p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針として、庁内・学校とも限りある資源を有効に繰り返して使うことを心掛け、環境問題にも配慮しながら、3R活動（リデュース、リユース、リサイクル）に積極的に取り組みます。 ・3R活動による「循環型社会」を目指した取り組みを念頭に行動します。 ・庁内・学校とも光熱水費の縮減に努めます。 ・施設の建設や整備に当たっては、「環境に有害な物質を排出しない。」「省資源と省エネに配慮する。」「廃棄物の適切な処理」など、環境に優しい取り組みを推進していきます。 ・庁内・学校ともグリーン購入を推進します。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー時の用紙使用を必要最小限とし、庁内における資料はできる限り電子化し、電子化された資料は、パソコンの画面上での閲覧を原則として、印刷は両面印刷を行うなど必要最小限にします。 ・電気、水道、コピー用紙の使用量の低減を目指します。 <p>【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化された資料は、パソコンの画面上での閲覧を原則として、印刷は両面印刷を行うなど必要最小限にします。 ・各学校で行われる会議及び現地確認等においては、公用車の乗合に努め、環境に優しい取り組みを推進していきます。 ・使用済みのコピー用紙の裏面利用など、循環型社会を目指した取り組みを念頭に行動します。
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【教育総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷や回覧文書をパソコン画面上で閲覧するなど、不必要な印刷を削減しました。 <p>【学校施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の推進、クールアース・デーの推進により二酸化炭素排出量の削減を図りました。
学校教育部長
<p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校では、児童・生徒に、社会科や理科などの各教科や総合的な学習、道徳や特別活動等の学習を通して、環境・資源・エネルギー問題への関心を高め、児童・生徒も環境保護や省エネ活動を行えるよう促します。 ・庁内、学校とも基本方針として、限りある資源を有効に繰り返して使うことを心掛け、環境問題に配慮しながら、3R活動（リデュース、リユース、リサイクル）に積極的に取り組みます。 ・庁内、学校ともグリーン購入を推進します。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙については、コピー機の両面集約機能や、集約印刷を活用し、使用量の削減に努めました。

<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食牛乳パックをリサイクルすることにより、ごみの量を削減しました。 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいメールシステムの導入により、学校便り等の紙媒体による配布物の削減を図ります。 ・学校では、児童・生徒に社会科や理科などの各教科や総合的な学習、道徳や特別活動等の学習を通して、環境問題への関心を高めながら、省エネにつながる活動を奨励していきます。 ・緑の少年団の活動として、間伐材を利用した樹木ラベルを希望校に配付します
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙については、コピー機の両面集約機能を活用し、使用量の削減に努めました。 ・児童生徒の机・椅子については、天板交換等により、可能な限りリユースでの整備を図ることで、経費の節減に努めました。 <p>【指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールシステムを活用し、学校からのお知らせ等、紙媒体による配付物の削減を図りました。 ・緑の少年団の活動として、間伐材を利用した樹木ラベルを配付します。 ・児童生徒への、環境学習を行いました。
<p>生涯学習部長</p> <p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設の緑化を促進するとともに、各施設についてESCO事業、太陽光発電設備、「屋根貸し」事業等により、地球温暖化防止やCO2削減に向け環境へ配慮した取り組みを推進します。 ・環境にかかわる講座やイベントの開催、環境問題に係る資料の展示等により、市民の環境意識の啓発向上を図ります。 ・職員一人一人が節約、節電を心がけ、環境に配慮した行動に努めます。
<p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センター（流山エルズ）では、ESCO事業により光熱水費及びCO2の削減を図るとともに、引き続き、太陽光発電設備設置のための屋根貸しを実施します。 ・緑化の推進として植樹した樹木の管理を行い、夏季にはゴーヤによる「緑のカーテン」を設置し、節電に努めます。 ・消耗品購入時にはグリーン購入法適合品の購入に努めるほか、両面印刷や集約印刷による紙の使用量の削減を行うなど、環境へ配慮した行動を心がけます。 <p>【スポーツ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キックマン アリーナでは太陽光発電や雨水の中水利用、床下冷気利用設備により、環境負荷減と適正な室内気温管理に努め光熱費削減を図ります。 ・デザインビルド型小規模ESCO事業を活用し、コミュニティプラザの空調・照明・機械設備等を改修し、施設環境の改善及び環境負荷及びコスト削減を図ります。 <p>【公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴーヤによる「緑のカーテン」（公民館全館）を実施するほか、グリーンウェーブ事業で文化会館に植樹した樹木の維持管理を行い、施設の緑化に努めます。 ・公民館事業として自然散策や環境に関わる講座等を実施し、環境意識の啓発を図ります。 ・東部公民館及びおおたかの森センターにおいて、太陽光発電設備の設置のための屋根貸しを実施します。 ・会議室等の照明及びエアコンの使用に際しては、節電を徹底します。 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館及び森の図書館ではESCO事業の導入によって、地球温暖化の防止・光熱水費削減の努力を継続して行います。 ・木の図書館では太陽光発電設備を設置しており、地球温暖化の防止・光熱費削減の努力を継続して行います。 ・中央図書館の屋上に「屋根貸し」方式による太陽光発電設備を設置したことから、自然エネルギーの普及啓発に継続して取り組みます。また、建物窓部分にゴーヤ等による「緑のカーテン」を設置し、地球温暖化防止・光熱水費の削減に努めます。 ・図書館各館では環境問題やエコロジーに関する書籍の展示を開催し、環境問題への意識の啓発を行います。 ・引き続き、紙の使用量の削減に努めます。 <p>【博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども教室」等の開催を行い、環境問題への意識の啓発活動を推進しています。 ・博物館事務室の窓面に、ゴーヤによる「緑のカーテン」を設置し、地球温暖化防止、光熱水費の削減に努めています。 ・引き続き、職員に啓発しコピー用紙等の紙の使用量の削減を図ります。 ・博物館では中央図書館と共にESCO事業の導入により、地球温暖化の防止、光熱水費の削減に努めます。
<p>○環境への取組の評価</p>

<p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センター（流山エルズ）では、ESCO 事業により光熱水費及びCO2 排出量削減を図るとともに、太陽光発電設備設置のための屋根貸しを実施しました。 ・消耗品購入時にはグリーン購入法適合品の購入に努め、離席時はパソコンの電源や照明をこまめに切るなど、環境に配慮し行動しました。 <p>【スポーツ振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で、オンライン会議を積極的に活用し、電話、メールでのやりとりによりペーパーレス化に努めました。 <p>【公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季にはゴーヤによる「緑のカーテン」を設置し、節電及び施設の緑化に努めました。 ・公民館事業として、自然散策や地球温暖化と気候変化を考える講座等を実施し、環境意識の啓発向上を図りました。 ・東部公民館及びおおたかの森センターにおいて「屋根貸し」事業を実施し、CO2削減に努めました。 ・会議室等の照明及びエアコンの使用に際しては、節電を徹底しました。 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館及び森の図書館で実施したESCO 事業により光熱水費の削減・地球温暖化の防止に努めました。 ・木の図書館で太陽光発電設備を活用した光熱水費の削減・地球温暖化の防止の努力を継続して行いました。 ・中央図書館・博物館の屋上に太陽光発電設備のための屋根貸しを実施し、自然エネルギーの普及啓発を行いました。 ・利用者に環境問題等への関心を深めてもらうため、中央図書館及び森の図書館でSDGs をテーマとした書籍の展示を行いました。 ・紙の使用量の削減に向け職員に周知・徹底し実施しました。 <p>【博物館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴーヤ等による緑のカーテンを設置し、光熱水費の削減に努めました。 ・子ども教室等の講座で環境問題への意識を高めます。
<p>消防長</p> <p>○部の環境方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズやウォームビズを推進し、エネルギー使用量の削減に努めます。 ・ごみの分別や3R（リデュース・リユース・リサイクル）により、環境負荷や廃棄物の発生を抑制します。 <p>○各課の環境目標・活動計画</p> <p>【消防総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズやウォームビズにより、エアコンの過度な温度設定を行いません。また、ノー残業デーやクールアースデーは、定時退庁に努め、電力消費量を抑制します。 ・職員一人一人が環境への意識を高め、3R活動を推進します。 <p>【予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減を各々が強く意識しエネルギー使用量の削減に努めます。 <p>【消防防災課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入品の調達を積極的に行い、ゴミの分別によるリサイクルを推進します。 ・節電及び節水に努めます。 <p>【中央消防署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩時の消灯、業務時間外や離席時にはパソコンの電源を切り、電気使用量を削減します。 ・ペーパーレス化を徹底するため、両面印刷や印刷プレビューでの再確認を実施し、用紙の使用量を削減します。 ・環境保全に努め廃棄物の抑制や分別、リサイクルへの意識を高めます <p>【東消防署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷する際には、2アップ印刷を心掛けます。 ・クールビズ、ウォームビズを励行し、節電に努めます。 ・ごみの分別を徹底し、限りある資源を有効に活用するため5R行動を実践します。 <p>【南消防署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコオフィス（紙、ごみ、電気使用量の積極的な削減）を推進し、各職員に意識、自覚の徹底を図ります。 ・クールアースデーにおけるエコ通勤の達成率向上を目指します。 <p>【北消防署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ、ウォームビズの励行とウォームシェアを実践することで電気使用量の削減を図り、限りある資源を未来に残します。 ・ごみの排出量を職員一人一人が減らすことで、人的環境負荷へ配慮することを目指します。
<p>○環境への取組の評価</p> <p>【消防総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リモート会議の実施や両面印刷の徹底により、ペーパーレスが図れました。 ・適切な冷暖房の温度設定及び離席時のパソコン電源オフを徹底し、電気使用量の削減を図ることができました。

【予防課】

・定時退庁を心掛けるもエネルギーの削減は厳しい状況であったが、クールビズ・ウォームビズの励行による電気使用量の削減を図ることができました。

【消防防災課】

・ペーパーレスの励行についての意識づけを行い、削減することが出来ました。また、各種会議などをリモートで実施し、ペーパーレスを図ることが出来ました。

【中央消防署】

・コロナ禍であったため常時換気を行っていたが、過度なエアコン温度設定は行いませんでした。
・各々が紙の使用量の削減に努めました。

【東消防署】

・2アップ印刷は徹底できないところもあったが、5R行動は個人が意識し行動できました。
・コロナ禍のため、常時換気しながらのエアコン使用となり、節電に至りませんでした。

【南消防署】

・環境5Rについては各職員の意識で達成できました。
・エコオフィスについては、節電については課題が残りました。

【北消防署】

・エコオフィス（紙、ごみ、電気使用量の積極的な削減）の徹底を心掛けしましたが、コロナ禍であったため思ったほどの成果には至りませんでした。

9. 取組み状況、問題是正

内部監査

令和4年2月16日から3月4日の間、博物館、東深井保育所、消防本部・中央消防署、八木北小学校の4施設を対象に事務局による内部監査を行いました。全施設において軽微な不適合・重大な不適合ともにありませんでした。

項目	内容	
実施期間	令和4年2月16日～3月4日	
監査結果	個別評価	重大な不適合0件 軽微な不適合0件 観察0件
監査結果の概要	<p>1 被監査部局・施設 博物館、東深井保育所、消防本部・中央消防署、八木北小学校</p> <p>2 監査の重点項目 各施設に対し、流山市環境マネジメントシステム、全事務事業におけるエネルギー及び二酸化炭素排出量、各施設のエネルギー消費状況等についての現状説明を行った。 以下の3点について重点的に確認を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 方針と取り組み 2. 省エネ等（数字で表れる事項） 3. 法令 <p>3 総評</p> <p>4 施設を監査し、不適合な箇所はなかった。今回の4施設について、省エネの取り組みを積極的に行っている。新型コロナウイルス感染症対策として換気をしながらの冷暖房を行ったことにより、空調に使用するため都市ガス使用量が増加した施設が多くみられた。また、各施設ともに電気設備等の点検は適切に行われていた。</p> <p>しかし、全庁的に見れば、令和2年度の排出量については、第3期流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の基準年度である平成26年度比で0.04%減少となっているものの、目標に掲げている「1.7%以上削減」の達成には遠い数値であった。</p> <p>今後も、感染症対策を十分に行いながら、効率的なエネルギーの使用に心がけてほしい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 方針と取り組み 学校を除く3施設については部長通信「環境への取り組み」の取り組み状況を確認した。 いずれの施設でも部長通信「環境への取り組み」を意識した取り組みを行っていた。八木北小学校では、環境の目標を具体的に定めてはいるが、環境についての学習や活動を行っている。 	

	<p>2. 省エネ等（数字で表れる事項）</p> <p>令和2年度のエネルギー使用状況を中心に確認を行った。</p> <p>いずれの施設も各施設長の指導により省エネを行っているが、既に運用による省エネが一定程度進んでおり、劇的な省エネは今後見込めないことも考えられる。</p> <p>また、施設の休館や休校、登園自粛などにより展示室・教室等で使用する電気使用量が削減されている一方で、新型コロナウイルス感染症対策として、換気を行いながらの空調使用を余儀なくされていることから、冷暖房に係るエネルギー使用量の増加につながっている。</p> <p>3. 法令</p> <p>法令チェック表の確認により、各施設の該当法令の洗い出しと実情について確認した。</p> <p>いずれの施設についても法令順守を確認できた。</p> <p>また法令順守と同時に、危険物の漏洩、毒劇薬の盗難等のリスク管理が重要と考えることから、施設等について確認したが適切であり法令は順守されていた。</p> <p>各施設の監査結果については別添のとおり。</p>
<p>外部委員からの 意見を受けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度（令和2年4月から令和3年3月まで）のエネルギー使用状況についての監査である。 ・新型コロナの影響により、監査時期が2月となったことから、昨年度の状況を聞くことが難しい状況もあった。令和3年度分の監査については、適切な時期に実施するよう年間予定に組み込むこととする。 ・人口増（特に児童・生徒増）に伴うエネルギー消費量への影響は大きく、全体に占める保育・教育活動に係る温室効果ガス削減の働きかけが重要である。また、児童・生徒に対する環境教育を通じて、家庭での廃棄物の減量や食品ロス削減、省エネ行動など、環境問題への関心が高められることが期待されることから、力点を置いて取り組んでいく。 ・電力の契約先の見直しについては再生可能エネルギー100%電力の使用に順次切り替えを予定している。令和3年度からは高圧受電施設の48施設が切り替え済みであるほか、令和4年度からは低圧受電施設の74施設が切り替えとなっており、全庁的な取り組みの効果について令和3年度分で検証することとしたい。 ・今後についても、感染症対策を行いながらの事務事業が基本となっていくことが想定されるため、日々の努力や工夫に加え、機器や設備の交換、窓や壁の断熱など抜本的な温室効果ガス削減策について情報提供し、積極的な対策の導入を全庁的に呼びかけていきたい。特に、消防本部は移転新設を控えていることから、環境に配慮した庁舎を目指して、情報交換を行っている。

	<p>・環境行動推進員には、今年度の監査結果についてフィードバックするとともに、エネルギーの使用量の動向の把握・分析（前年同月等との比較）、廃棄物の減量、ペーパーレス化について情報共有し、庁内における環境意識を更に高めていきたい。</p>
--	---

(i) 博物館

令和4年2月16日(水)

監査結果	評価	■適合 □概ね適合 □やや不適合 □不適合
	個別評価	重大な不適合0件 軽微な不適合0件 観察0件
監査概要	<p>・内部監査の位置付け・公表等について説明。 ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要と現況について説明。</p> <p>【業務概要・近況】</p> <p>・令和元年度までは図書・博物館で一つの課であったが、令和2年度より図書館と博物館の2課に分かれた。 ・職員数13名(正規職員12名、会計年度任用職員7名)、シフト制での勤務。 ・休館日は月曜日、月末、年末年始。月曜日が祝日の場合及び月末が土・日の場合は開館。開館時間は9時30分～17時。 ・令和2年度の入館者数は16,182人(1日あたり63.9人)。新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休館の影響により、5月の入館者数は639人(1日あたり7.7人)となっている。 ・常設展や企画展により入館者に展示物を観覧してもらおうほか、「寺子屋教室」「子ども教室」等のイベントを実施している。</p> <p>【部長通信について】</p> <p>・「子ども教室」等の開催を行い、環境問題への意識の啓発活動を推進している(※セミの羽化の観察会で、動植物を通じた自然環境への関心を喚起)。 ・博物館事務室の窓面にゴーヤによる「緑のカーテン」を設置し、地球温暖化防止及び光熱水費の削減に努めている。 ・コピー用紙等の紙の使用量削減を職員に啓発している。 ・中央図書館と共にE S C O事業を導入することにより、地球温暖化の防止及び光熱水費の削減に努めている。</p> <p>【環境への取り組みについて】</p> <p>・都市ガスはガス空調に、電気(東京電力)は街灯に、電気(エネット)は博物館収蔵庫のエアコン・エレベーター・パソコン等の電気機器に使用している。 ・一年を通して、二酸化炭素排出量が前年同月を超えた場合、翌月は減少する傾向がみられることから、意識してエネルギーの削減に取り組んでいる様子が伺える。 ・電気はこまめに消灯しているが、館内の利用者がいるため会議室や事務室等の消灯を励行している。 ・博物館は中央図書館と併設しているため、電気・都市ガス・水道についても共通であり、支払いを2分割して支払っている。 ・博物館の収蔵庫では、収蔵庫の温度管理のためにエアコンは24時間運転となっている(エネットの電気を使用)。 ・全期間、特に夏季及び冬季共にコロナ対策として窓を開放し、換気を充分に行っている。そのため夏季及び冬季は特に電気・ガスの使用量が增大する傾向にある。 ・都市ガス利用量について、令和元年度が23,839Nm³であったのに対し、令和2年度は27,737Nm³であった。休館していた5月が71Nm³であったことを考慮すると、換気を行いながらの空調運転に伴い、ガス使用量が相当増加していることが分かる。 ・来館者が快適に過ごせる温度設定を鑑みながら、建物内温度の調整を適宜行い適切な温度管理に努め、更なる光熱水費の削減を目指している。</p> <p>【施設の管理・法令の運用状況について】</p> <p>・平成24年12月にE S C O事業空調工事を実施している。 ・受水槽・高架水槽の点検状況を確認した。</p> <p>【特記事項】</p> <p>夏の恒例行事となっている、博物館子ども教室「セミの羽化観察会」では、総合運動公園で観察を行い、環境問題への啓発に繋げている。</p>	

(ii) 東深井保育所

令和4年3月3日(木)

監査結果	評価	<input type="checkbox"/> 適合 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね適合 <input type="checkbox"/> やや不適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	個別評価	重大な不適合0件 軽微な不適合0件 観察0件
監査概要	<p>・内部監査の位置付け・公表等について説明。 ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要と現況について説明。</p> <p>【業務概要・近況】</p> <ul style="list-style-type: none">・昭和52年4月1日開設・職員数39人(保育士29人、調理師7人、用務員1人、看護師2人)、園児の人数は2月現在で106人(定員120人)。・勤務時間はシフト制で、7時～15時30分、7時30分～16時、8時30分～17時、9時30分～18時、10時30分～19時。・預かり時間は7時～19時。 <p>【部長通信について】</p> <p>環境方針</p> <ul style="list-style-type: none">・紙・水・電気の使用を低減、節約。・廃棄物(ゴミ)の発生抑制。・消耗品のグリーン購入推進。 <p>・公用車の運転には、安全運転ともにエコドライブに努めている。</p> <p>【環境への取り組みについて】</p> <ul style="list-style-type: none">・両面印刷や片面印刷の用紙の裏面を再利用し、紙の使用量の削減に努めている。・新型コロナウイルス感染予防で換気しながら冷暖房を利用しているため、都市ガスの削減が難しくなっている。令和元年度5,785Nm³であったものが、令和2年度は登園自粛があったものの6,165Nm³に増加した。・こまめに電気のスイッチを切り、節電に努めている。登園自粛の影響か、令和元年度に23,940kWhであったものが、令和2年度は16,857kWhに削減できた。また、登園自粛を求めた期間以外も節電の取り組みが数値に現れており、今後も継続が期待される。・資源ごみの分別を徹底し、ごみの発生量の低減に努めている。・令和2年度、コロナ対策でトイレの手洗い場が自動水栓になり、節水にもつながっている。・日ごろから水の大切さを子どもたちに伝えている。・食べ物に興味を持てるように、園庭で年長児が野菜を育てて、他クラスも成長を楽しみにしている。・紙芝居や絵本などを通じて、環境に関心を持たせている。 <p>【施設の管理・法令の運用状況について】</p> <ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物については、クリーンセンターで一括契約をし、処分している。・グリーストラップについても適切に管理されていることを確認した。・ガスエアコンについて、業者による3年に一度の保守点検を実施。 <p>【特記事項】</p> <p>資源ごみの分別の徹底や、こまめな消灯、園庭での野菜栽培の実践など日常の取り組みについて、園児を通じて家庭への広がりが期待できる。</p>	

(iii) 消防本部・中央消防署

令和4年3月4日(金)

監査結果	評価	<input checked="" type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 概ね適合 <input type="checkbox"/> やや不適合 <input type="checkbox"/> 不適合
	個別評価	重大な不適合0件 軽微な不適合0件 観察0件
監査概要	<p>・内部監査の位置付け・公表等について説明。 ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要と現況について説明。</p> <p>※消防本部庁舎で執務を行う、消防本部(消防総務課・予防課・消防防災課)及び中央消防署の各課の状況について監査を行った。</p> <p>【業務概要・近況】</p> <ul style="list-style-type: none">・不要な印刷を控え、用紙の使用量低減に努めるとともに、消耗品の購入はグリーン購入に努めている。・公用車の運転はエコドライブに努めている。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を徹底し、ごみの発生量抑制に努めている。 ・節電を徹底し、電気使用量の低減に努めている。 ・環境ビックアップシートにより、職員に周知を図っている。 <p>【環境への取り組みについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気（株式会社エネット）は消防本部庁舎の主電源として使用。水道は、消防本部庁舎の生活用水のほか、火災出動後の水槽付き消防車両への充水に使用している。 ・中央消防署では24時間勤務体制であるため、事務室の照明は常時点灯となっている。また、真夏日や真冬日には、執務時や仮眠を取るときに冷暖房を使用している。特に、仮眠時にあつては、換気のため窓やドアを開放して冷暖房を使用していることから、新型コロナウイルスが終息するまでは冬季夏季時は使用量が増加するものと思われるが、空調の使用状況などについては工夫が必要と考えられる。夏季はクールビズの適正室温 28℃、冬季はウォームビズの室温設定である 20℃とし、できる限り電気使用量の削減に努めた。 ・消防本部庁舎で管理している車両は合計 22 台。内訳は、ガソリン車 15 台、軽油車 6 台、被牽引車 1 台。 ・火災、救助、救急支援など各種災害による出動が多く、燃料使用の増減が読めないが、出動時は急発進、急停止などをせず、エコドライブに心掛けている。 ・車両で使用するガソリンのほか、次の燃料を使用している。 <ul style="list-style-type: none"> ①機械用ガソリン（災害時の照明用の発電機、チェーンソー、エンジンカッターなどに使用） ②船外機用ガソリン（消防本部救助艇において使用する燃料） ③灯油（鉄製装備品の整備にて使用） ・車両のガソリン使用状況については、新型コロナウイルスに関連して救急出動件数が増加していることから、今後も燃料の使用が増加するものと推測される。 ・機械用ガソリンは、災害により使用頻度が異なる。また、船外機用ガソリンは、主に江戸川での水難救助出動により使用している。 ・庁舎管理は消防総務課が管轄している。令和 5 年度に新庁舎へ移転する予定であることから、大規模な修繕は予定されていない。 <p>【施設の管理・法令の運用状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドレナリン（劇薬、処方箋医薬品）について、適切に保管・処分が行われていることを確認した。 ・空調機点検により、適切な点検が行われていることを確認した。 ・少量危険物について、灯油等が施錠できる場所に保管されていた。 ・医療廃棄物マニフェストを確認した（26 件）。新型コロナウイルスに伴う医療廃棄物の増加に伴い、処分回数が増大している。処分個数は、82ℓ 容器（段ボール容器）で 21 箱、50ℓ 容器（エコペール容器）で 11 箱。 <p>【特記事項】</p> <p>エネルギー消費量の変化については、庁舎全体で把握することも重要であり、各課で情報共有しつつ削減策に取り組む必要がある。</p>
--	---

(iv) 八木北小学校

令和4年3月4日(金)

監査結果	評価	■適合 □概ね適合 □やや不適合 □不適合
	個別評価	重大な不適合0件 軽微な不適合0件 観察0件
監査概要	<p>・内部監査の位置付け・公表等について説明。 ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要と現況について説明。</p> <p>【業務概要・近況】 ・明治10年3月創立(144周年) ・職員数66人、児童数833人 ・学級数 令和元年度:27学級 令和2年度:28学級 令和3年度:31学級 ※令和3年度の学区再編成により、今後も児童の大幅増加が見込まれている。</p> <p>・教育方針 【学校教育目標】「社会に役立つ人間の育成～読書とギガでわくわく笑顔～」 【研究主題】「算数科における、ICTを有効に活用した授業づくり」 ・学校としての環境の取り組み状況 GIGAスクール構想に基づくICT教育を推進し、タブレット端末による学習を積極的に展開することで、ペーパーレス化が大幅に進んでいる。 ・児童への環境教育 牛乳パック回収などのリサイクル活動を通じて、環境との関わりを考えさせている。</p> <p>【環境への取り組みについて】 ・電気は照明やエレベーター等の機械機器に、都市ガスは給食の調理やガス空調に使用しており、校舎増築と、感染症対策のため換気をしながら機器を動作しているため、増加に推移している。 ・灯油は冬季に体育館や多目的スペースでのジェットヒーター(感染症対策として広い空間での教育活動の機会が増加した)や事務室でのストーブ(換気をしているための補助暖房)に使用している。 ・電気・都市ガス使用量の減少については、4月8日からの休校期間や7月24日までの学校施設利用の貸出停止等が影響している。また、休校期間を補完するため、8月に授業を行ったことからエネルギー消費量が例年より増加している。 ・児童が部屋に不在の時は、極力ガス空調を使用していない。 ・令和2年度の校舎増築及び改修工事により、設備は一部更新されている。ESCOと増築工事により、照明はLED化しており、トイレや増築校舎などの廊下は自動消灯となっている。</p> <p>【施設の管理・法令の運用状況について】 ・使用した薬品は薬品管理台帳に記載するなど、適切に保管管理されている。また、薬品処理庫に保管されている廃液は定期的に適切な処理をされており、現在、残量はない。両者とも、鍵のかかった部屋及び鍵のかかった保管庫で、法令に基づいた方法により管理している。 ・大型空調設備及び冷蔵設備とも、定期的に点検がされている。また、エアコンも毎年検査を受けている。 ・灯油の保管は、普通教室から離れ鍵のかかった階段下倉庫で行っている。 ・廃棄物の処分状況について、嘔吐物は、二重の袋に密閉した上で、定期的にクリーンセンターへ搬入し、適切に処分されている。 ・グリーストラップについては、月1回の定期点検があり、現在は残量がない状態である。 ・給食の昇降機は月1回の定期点検があり、法令に基づき適切に管理されている。</p> <p>【特記事項】 緑のカーテンづくりに取り組み、身近に緑に親しむとともに、温暖化防止についての学習機会を設けている。</p>	

10. 代表者による全体評価・見直し

◇都市と自然が調和した魅力あるまちづくり

本市は首都至近の住宅都市として人口の増加が続いており、子育て世代の方々に選ばれるまちとして着実に発展しています。

つくばエクスプレス沿線の開発により人口増加が続く本市ですが、一方で平成22年3月に全国の市町村に先駆けて策定した生物多様性ながれやま戦略の第二期戦略を平成30年3月に策定し生物多様性の保全・回復を優先的に行う重点地区・拠点を拡大したほか、平成30年3月19日に本市の生物多様性の象徴でもあるオオタカを「市の鳥」に制定し、自然環境保全への取り組みも推進しています。さらに令和5年2月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。従来から取り組んでいるグリーンチェーン戦略やまちなか森づくりプロジェクトなどの緑化事業と合わせ、今後も都市と自然が調和した魅力あるまちづくりを推進します。

◇市役所の地球温暖化対策の取組み

環境マネジメントシステムの運用については、平成20年度より全庁での運用を開始し各職員へ省エネ行動の浸透を図っています。令和3年度の市事務事業からの温室効果ガス排出量は基準年度の令和元年度比で9.73%減少となり、地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！市役所率先実行計画」の令和3年度想定31,122t-CO₂に対し31,902t-CO₂と780t-CO₂減少しています。令和3年度は、一般廃棄物の焼却による排出量が減少しましたが、燃料使用量の増加がみられます。人口増加が続く本市において、引き続き、職員の省エネルギー行動と計画的な設備更新の推進に加え、一般廃棄物の減量にも取り組んでいくことが必要と認識しています。

昨年度（令和3年度）は、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、例年と傾向を異にするエネルギー使用傾向となっており、地球温暖化対策に更なる工夫が求められました。

市役所は市内最大級の事業者として率先した温室効果ガス排出量削減はもとより、各部署が行う業務の環境への影響を職員が認識し、市域全体で地球温暖化対策に取り組むことで流山市総合計画にも掲げる「地球環境にやさしいまちづくり」を引き続き推進してまいります。

令和5年3月31日 流山市長 井崎義治